

参議院社会労働委員会會議録第十五号

昭和三十五年三月二十二日(火曜日)午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君  
理事 高橋 一夫君  
吉武 恵市君  
坂本 昭君  
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君  
勝俣 稔君  
紅露 みつ君  
徳永 正利君  
山本 杉君  
小柳 勇君  
田畑 金光君  
村尾 重雄君  
竹中 恒夫君

衆議院議員

国務大臣

齋藤 邦吉君  
田中 正巳君

厚生大臣

渡邊 良夫君

政府委員

厚生省保険局長 太宰 博邦君  
労働政務次官 赤澤 正道君  
労働大臣官房長 三治 重信君  
労働省職業安定局長 堀 秀夫君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君  
会専門員

衆議院法制局側

第二部長 鮫島 真男君

本日の會議に付した案件

○失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○船員保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから會議を開きます。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

発議者から提案理由の説明をお願いいたします。

まず、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案について齋藤衆議院議員に説明をお願いいたします。

○衆議院議員(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

失業保険法は、昭和二十二年第一回国会において成立し、以来今日に至るまでの間に、そのときどきの雇用失業情勢に即応して、数度にわたり改善が加えられたものでありまして、その適用範囲は、ほとんどすべての産業に及び、給付内容についてもすでに充実したものといえます。

しかし、今日までの変動する経済情勢下において、失業対策の柱として失業労働者の生活の安定に寄与してきたその役割は高く評価すべきであり、また、自由民主党といたしましては、社会保障制度全体としての均衡ある発展をはかるため、既存の社会保険制度を通じて費用負担の調整を行なうとする政府の方針に賛同し、失業保険率及び国庫負担率の引き下げによる費用負担の調整を行なうとともに、また、最近の失業情勢に対処し失業対策の効果を上げるため、失業保険の給付内容の改善措置を行なう必要があると考へ、一般失業保険については、就職が著しく困難な地域における給付延長の特別措置、職業訓練所入所者に対する給付延長の制度及び就職仕度金の制度の新設、日雇失業保険については、待期日数の短縮の四つの給付改善措置を実施することとし、ここに失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案を作成し、提案いたしました次第であります。

以下その概要を御説明申し上げます。

まず、費用負担の調整に関する改正事項につきましては、第一に、一般失業保険の保険料率現行千分の十六を千分の十四に改め、労使双方の負担をそれぞれ千分の一ずつ軽減したことであり、

第二に、保険給付に対する国庫負担の割合現行三分の一を四分の一に改めるとともに、毎会計年度において失業

保険の収支に不足を生じた場合には、その不足額について、国庫負担の総額が保険給付に要した費用の三分の一相当額に達するまで国庫が補てんするものとしたこととあります。

また、この場合の保険収支の計算は、一般失業保険と日雇失業保険ごとに別建てとして行なうものであります。

以上の、保険料率を、千分の十六を千分の十四に改めるといふ点並びに保険給付に対する国庫負担の割合、現行三分の一を四分の一に改めるといふ点並びに、後に申し上げますが、日雇失業保険における待期日数一日の短縮、この三点が、政府提案として、先般昨年の通常国会以来政府案として提出されておりました失業保険の部分でございます。従いまして、後に述べます点が、新しく追加されたものと御了解いただきたいと存する次第でございます。

次に、給付内容の改善に関する改正事項の要点について御説明いたします。

第一に、給付日数の延長に関する特別措置等の新設については、失業者が多数発生した地域については、これらの求職者を当該地域において就職させることが著しく困難である場合には、これらの求職者が他の地域において就職することを促進するため、労働大臣が広域職業紹介活動を命ずることができるよう制度を設けることとし、このため職業安定法の一部改正をするものであります。

しかし、労働大臣は、広域職業紹介活動

を命じた場合において、必要があることを認めるときは、当該地域にかける広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当と認められる受給資格者について、その指定する期間内に限り、一定日数分の給付延長をなすべき特別措置を決定することができるとしたものであります。

なお、給付延長に関する特別措置を決定する場合の基準及び給付延長の日数については、政令で定めることといたしますが、この特別措置に要する経費については、通常の場合と異なり国庫が三分の一を負担することとしたものであります。

第二に、失業保険金受給資格者の職業訓練受講を容易にするため、公共職業安定所の指示により公共職業訓練訓練期間一年以内のものに限るのがありますが、この公共職業訓練を受ける受給資格者に対しては、失業保険金の支給が終了した後もなお訓練終了の日までの間失業保険金を支給する給付延長の制度を新設したのであります。

第三には、失業保険金受給資格者の再就職の促進をはかるため、受給資格者が失業保険金の受給中に就職した場合に失業保険金を支給する制度を設けたこととあります。

就職支度金は、受給資格者が失業後早期に就職した場合、すなわち、その者の所定給付日数の二分の一以上を残して就職した場合に支給することとしたし、就職支度金の額は、所定給付日数

の三分の二以上を残して就職した者に  
ついては、失業保険金の五十日分相当  
額、所定給付日数の二分の一以上三分  
の二未満を残して就職した者について  
は、三十日分相当額とすることにいた  
しております。

以上申し述べましたこの三つの点  
が、議員提案として追加いたされまし  
た事項でございます。

第四に、日雇失業保険の保険金の受  
給要件である待期は、現行通算六日、  
継続四日と定められ、かつ、日雇失業  
保険の収支の状況によりその日数を増  
減する制度となっておりますが、その  
日数をそれぞれ一日短縮して通算五  
日、継続三日に短縮するとともに、こ  
れを固定した制度に改めたことであ  
ります。

最後に、保険料率及び国庫負担の割  
合については、昭和三十四年度から昭  
和三十六年度までの保険収支の実績に  
照らして検討を加えることとし、その  
結果に基づいておそくとも昭和三十八  
年三月三十一日までに、適正な費用負  
担の割合の決定について所要の改正の  
手続がとられるべきものとしたしてお  
るものであります。

以上がこの法律案の要旨であります  
が、何とぞ御審議の上、すみやかに御  
可決せられますようお願い申し上げる  
次第でございます。

○委員長(加藤武徳君) それでは次  
に、厚生年金保険法の一部を改正する  
法律案、日雇労働者健康保険法の一部  
を改正する法律案、船員保険法の一部  
を改正する法律案。

右の三法案について、発議者から提  
案理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(田中正巳君) ただいま  
議題となりました厚生年金保険法の一  
部を改正する法律案につきまして、そ  
の提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、厚生年金保険の標準  
報酬の最高限及び保険料率を引き上げ  
るとともに、保険給付の増額を行なう  
こと等をその内容としているものであ  
ります。

すなわち、改正点の第一は、標準報  
酬の等級区分を最低三千円から最高三  
万六千円までの二十等級に改め、これ  
により標準報酬を被保険者の報酬の実  
態に合わせることにいたしましたのであり  
ます。

その第二は、基本年金額を増額して  
給付内容の改善を行なったことであ  
ります。現行の基本年金額は、定額部分  
二万四千円と報酬比例部分とからなっ  
ておりますが、この報酬比例部分につ  
いては、現行法では平均標準報酬月額  
の千分の五に被保険者であった期間の  
月数を乗じて算出しておりますのを、  
平均標準報酬月額の千分の六に被保険  
者であった期間の月数を乗じて算出す  
るよう改めることによりまして、実質  
的には報酬比例部分について二割の増  
額を行なうとともに、現に老齢年金等  
の給付を受けている者にもこれと同様  
給付額を引き上げることとしたのであ  
ります。

第三は、保険料率を引き上げたこと  
であります。現行の厚生年金保険の財  
政方式は、いわゆる修正積立方式を  
とっており、五年ごとに行なわれる再  
計算の結果に基づき、漸進的に本来の  
保険料率に引き上げることとなっております  
が、ちょうど昭和三十四年がそ  
の再計算の年に当たっておりますので

で、将来の給付予想額及びこれに要す  
る財源等について再計算を行なった結  
果に基づきまして、今回は、第一種被  
保険者すなわち一般男子及び第四種被  
保険者すなわち任意継続被保険者につ  
きましては、現行の保険料率千分の三  
十を千分の三十五に改めることにより  
千分の五を引き上げ、第三種被保険者  
すなわち内夫につきましては、現行  
の保険料率千分の三十五を千分の四十  
二に改めることにより千分の七を引き  
上げることとしたのであります。

また、この保険料率は、昭和三十九  
年四月三十日までの暫定料率でありま  
して、この間において行なわれる再計  
算の結果に基づき改定されるべきもの  
であります。

なお、基本年金額が引き上げられた  
ことに伴いまして、現行法の附則に規  
定されている従前の年金に関する経過  
措置につきましても、所要の整備を加  
えたものであります。

以上が、この法律案を提案いたしま  
した理由であります。この法律は、  
かつて提出されておりました政府提出  
の法律案とは、公布の日になち、施行月  
日等が若干違っているだけでありまし  
て、内容等については変わつたことが  
ございません。要するに、閣法におい  
ては、四法案が一括になつておいたの  
を、一つ一つの法律案にばらしただけ  
でありまして、内容については、施行期  
日その他若干の点を除きましては、実  
質的には変わりはないということを御  
了承願いたいと思ひます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやか  
に御可決あらんことをお願いする次第  
であります。

ただいま議題となりました日雇労働  
者健康保険法の一部を改正する法律案  
につきまして、その提案の理由を御説  
明いたします。

この法律案の要旨をいたしますとこ  
ろの第一点は、日雇労働者健康保険に  
おきましては、傷病手当金につきまし  
て、療養のため勤務に服することので  
きない被保険者に対し、勤務に服する  
ことができなかった日から起算して  
第五日からこれを支給することになつ  
ておりますのを、第四日から支給する  
ことに改めたことであります。

要旨の第二点は、出産手当金の支給  
限度につきまして、十四日となつてお  
りますのを二十一日に延長したことであ  
ります。右の二点はいずれも給付内容  
の改善をはかったわけでありますが、  
これは衆議院の審議において修正を見  
た部分であります。

要旨の第三点は、療養の給付及び家  
族療養費の支給に要する費用について  
の国庫負担率が四分の一となつてお  
りますのを千分の三に引き上げ、これと  
ともに、傷病手当金及び出産手当金の  
支給に要する費用についても、予算の  
範囲内で国庫が補助することとされて  
いたものを、右と同様の国庫負担率に  
改めようとしたことでもあります。これ  
により、実質的に国庫負担額は相当の  
増額となりますので、それだけ日雇健  
康保険制度の財政の健全化に資するこ  
とになるわけでありまして、

この部分については、さきに提出さ  
れておりました政府提出の法律案の内  
容と同様であります。また、施行期日  
については、この議員提出の法律案は、  
やはり政府提出の法律案と若干違つて  
いるわけでありまして、

以上がこの法律案を提案いたしまし  
た理由並びにその要旨であります。  
何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに  
御可決あらんことをお願いする次第で  
あります。

ただいま議題となりました船員保険  
法の一部を改正する法律案につきまし  
て、その提案の理由を御説明いたしま  
す。

今回の改正は、船員保険事業の健全  
な発展に資するため、所要の改正を行  
なうとするものでありまして、その  
要旨は、第一に、老齢年金及び職務外  
死亡の場合の遺族年金の額を増加して  
給付内容の改善を行なったことであ  
ります。すなわち、老齢年金は、定額部  
分二万四千円と報酬比例部分とから  
なっているものであります。この報酬  
比例部分については、現行法では平均  
標準報酬月額の百五十分の一に被保険  
者であった期間の月数を乗じて算出し  
ておりますのを、平均標準報酬月額  
の千分の八に被保険者であった期間の  
月数を乗じて算出するよう改めるこ  
とによりまして、実質的には報酬比例  
部分について二割の増額を行なうと  
するものであります。これに伴い、老  
齢年金の半額とされている遺族年金の  
額も同様に増額いたしますことになり  
ます。なお、この年金額の増額は、現在すでに  
老齢年金等の給付を受けている者にも  
これを及ぼすこととしたしております。

第二に、保険料率を改定して保険財  
政の健全化を期したことであります。  
船員保険の長期給付部門につきまして  
は、厚生年金保険と同様修正積立方式  
をとっており、本年がちょうど五年  
ごとの保険料率の再計算の年に当たつ

ておりますので、長期給付部門の所要財源について再計算が行なわれたのでありますが、その結果によりまして、厚生年金保険における第三種被保険者すなわち坑内夫と同様千分の七を引き上げるとともに、財源に余裕のある疾病給付部門について千分の一、失業保険部門について千分の三の保険料率の引き下げを行なうこととしたので、総計において、失業保険の適用を受ける者の保険料率は千分の百六十九、適用を受けない者の保険料率は千分の百五十八となり、それぞれ千分の三、あるいは千分の六の保険料率の引き上げとなるわけでありました。

第三に、失業保険部門の給付に関する国庫負担金について、現行の三分の一の国庫負担金を四分の一に改めることとし、毎会計年度において、失業保険部門の収支に不足が生じた場合には、従来の国庫負担率、すなわち、三分の一相当額に達するまで、国庫が補てんすることとしたこととあります。

なお、今回の改正にかかる船員保険の保険料率及び国庫負担率は、いずれも暫定的なものでありまして、長期給付部門の保険料率につきましては、次の再計算時、失業保険部門の保険料率及び国庫負担率につきましては、昭和三十三年三月末までに再検討いたしますこととしております。

この議員提出の法律案については、政府提出の法律案とは施行期日が変わっているだけであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由並びにその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(加藤武徳君) ただいま四法案について発議者から提案理由の説明を伺いました。この四法案につきましては、逐次細部の説明をお願いしたい、かように思うわけでありまして、細部説明を衆議院法制局第二部長にお願いいたします。

○衆議院法制局参事(岐島真男君) ただいま議題となりましたこの四つの法律案につきまして、提案理由の説明に補足して御説明を申し上げます。

お手元に御配付してございますこの失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案関係資料、まずこれによりまして失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案の内容について御説明申し上げます。

この改正の内容のおもな点は、この費用負担の調整に関する部分と、それから給付内容の改善に関する二つの部分からなっているわけでございます。まずその最初の費用負担の調整に、この保険料率の引き下げをいたしたことでございます。この一般失業保険の保険料率は現在千分の十六でございますが、これを千分の十四に引き下げ、これは失業保険法の三十条第一項の改正がこれに該当するのであります。

それから次は国庫負担率の引き下げでございます。現在保険給付に対する国庫負担の割合が三分の一になつておりますが、これを四分の一に改めます。同時に毎会計年度におきまして失業保険の収支に不足が生じた場合には、その不足額につきまして国庫負担の総額が保険給付に要した費用の三分の一相当額に達するまで国庫が補てんすることといたしております。そして、この場合の保険収支の計算は、一般失業保険と、日雇失業保険とに、別々に計算することといたしております。

関係の条文は、失業保険法二十八条第一項の改正と二十八条の第二項を新設いたしましたこととでございます。それから右の改正に関連いたしまして、現在、一般失業保険におきましては、毎年三月末日とそれから九月末日におきまして、過去六カ月間ごとに保険収支を計算しまして、その収支に一定割合以上の不足がありました場合には、保険料率を引き上げなければならないという規定が三十条第二項にあるわけでございますが、この三十条第二項の義務規定をこの際削除いたすこととしております。

次は保険料率及び国庫負担の割合について再検討すべき旨の附則第五項の規定でございます。保険料率及び国庫負担の割合につきましては、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの保険収支の実績に照らしまして検討を加えまして、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十三年三月三十一日まで所要の改正手続をなすべく、これを附則第五項において規定してあります。

もう一つの改正点でございます。給付内容の改善に關してでございますが、第一は、職業訓練施設入所者に関する給付延長に関する規定を新設いたしましたこととでございます。これは失業保険法の第二十条の三がこれに該当いたします。すなわち失業保険金受給資格者の職業訓練受講を容易にいたしますために、公共職業安定所の指示によりまして、訓練期間一年以内の公共職業訓練を受ける受給資格者に対しましては、現行法によりまして失業保険金の所定給付日数、それから次に述べます二の規定によりまして給付日数の延長に關する特別措置の規定がございまして、この日数をこえてまして、職業訓練の終わる日まで失業保険金を支給する旨の規定を新設いたしておるのでございます。

それから二番目は、給付日数の延長に關する特別措置に關する規定を新設したこととでございます。まず職業安定法を改正いたしまして、職業安定法第十九条の二の規定を新設しまして、一定の地域において失業者が多数発生し、その地域において就職させることが著しく困難である場合には、これらの求職者が、他の地域において就職することを促進いたしますため、労働大臣が広域職業紹介活動を命ずることができるといたしてあります。そして右の職業安定法の第十九条の二の規定によりまして、労働大臣が、広域職業紹介活動を命じた場合において必要があることを認めるときは、労働大臣は、当該地域にかゝる広域職業紹介活動により、職業のあっせんを受けることが適当と認められる受給資格者については、その指定する期間内に限りまして、一定の日数分の給付延長をなすべき特別措置を決定することができるとなつております。そして、この給付延長に關する特別措置を決定する場合の基準及び給付延長の日数については、政令でこれを定めることといたしております。この関係条文は失業保険法の第二十条の四、第二十条の五、第二十条の六がこれに該当いたします。

それから次は、就職支度金給付制度を新設したこととでございます。失業保険金受給資格者の再就職の促進をはかりましたために、受給資格者が就職した場合には、就職支度金を支給することといたしてあります。就職支度金は、受給資格者が所定給付日数の二分の一以上を残して就職した場合に支給することといたして、その額は、所定給付日数の三分の二以上を残して就職した者につきましては、失業保険金の五十日分相当額、所定給付日数の二分の一以上、三分の二未満を残して就職した者につきましては三十日分相当額を支給いたします。これは失業保険法二十六条の二の規定でございます。

それから次は、日雇失業保険の待期日数の短縮の規定でございます。日雇失業保険の保険金の受給要件であります待期は、現在失業保険法第三十八条の九の第五項によりまして通算六日、継続四日と定められ、また、三十八条の九の第六項によりまして、日雇保険の収支の状況によりまして、その日数を増減する規定となつておるのでございますが、その日数を一日短縮して通算五日、継続三日といたしますとともに、右に申し上げました三十八条の九の第六項の規定を削りまして、この待期日数の制度を固定化したこととでございます。右の給付改善に要する経費に關する特別措置の新設のものは三分の一、これは二十八条の二の規定、それからその他は四分の一で、先ほど申し上げました二十八条の改正規定がこれに該当するわけでございます。施行は公布の日から一カ月をこえない範囲

内で政令で定める日から施行いたしますが、国庫負担分についての改正は、昭和三十四年度以降の費用について適用いたすことになっております。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案の内容について申し上げます。

お手元に配付してございます関係資料の厚生年金法の一部を改正する法律案要旨について御説明申し上げます。

まず標準報酬は、現在最低三千円から最高一万八千円まで十二等級になっておりますのを、最低三千円から最高三万六千円までの二十等級といたしておるのであります。これは二十条の改正でございます。

それから次に、保険給付の基本年金額の構成を、報酬比例部分につきまして現在平均標準報酬月額額の千分の五に被保険者期間の月数を乗ずることになっておりますのを、平均標準報酬月額額の千分の六に被保険者期間の月数を乗ずることに改めたのでございます。

この関係条文は、三十四条第一項及び第三項の改正でございます。これによりまして老齢年金、障害年金、障害手当金及び遺族年金の額が増額されることとなります。

次に保険料率でございます。第一種被保険者であります一般男子については、現在の千分の三十を千分の三十五に、それから第三種被保険者でございます坑内夫につきまして現在の千分の三十五を千分の四十二に、それから第四種被保険者であります任意継続者につきまして、現在の千分の三十を千分の三十五にそれぞれ引き上げることとしております。第二種被保険者の

の女子については現在のまま千分の三十でございます。そしてこの保険料率は、先ほど御説明もございましたように、暫定的なものでございまして、昭和三十九年四月までの間の保険料率でございまして、これらに関する改正規定の条文は八十一条第五項の改正、それから附則第六条の規定がこれに該当いたします。

それから施行は、法律公布の日から起算しまして、三ヶ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することになっております。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の内容について御説明申し上げます。

第一には、この保険給付に関する改正でございます。現在、傷病手当金の支給は、現在療養のため勤務に服することができなくなった日から起算して第五日から行なうことになっておりますのを、一日待期日数を短縮いたしまして第四日から行なうことに改めたのでございます。十六条の二の第一項の改正がこれに該当いたします。

次は、出産手当金の支給の限度が現在十四日でございますのを二十一日に延長したこと、ございまして、十六条の五の第一項の改正がこれに該当いたします。

次は、国庫負担率の改正でございます。現在療養給付及び家族療養費の支給に要する費用についての国庫負担率は四分の一になっておりますが、これを十分の三に引き上げることとしております。

それから傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用につきましては、

現在、予算の範囲内において三分の一以内を補助するというふうになっておりますのを、これを国庫負担の対象に加えますと同時に、その負担率を十分の三といたしておること、ございまして、関係条文は二十八条の第二項の改正と、それから二十八条の二の規定を削ったこと、でございます。

施行期日は、右の保険給付に関する部分につきましては昭和三十五年四月一日から施行いたしますが、その他の国庫負担に関する部分につきましては、公布の日から施行することになっております。

ただし、お手元の資料に昭和三十五年四月一日から適用とございますのは、昭和三十四年四月一日からというミスプリントでございます。この関係は、国庫負担率に関する改正規定は、公布の日から施行いたしますが、昭和三十四年四月一日から早急適用いたしますと同時に、国庫負担率の改正規定は昭和三十四年度以降の費用について適用することを明らかにいたしております。

次は、船員保険法の一部を改正する法律案の内容について御説明を申し上げます。

第一点は、給付内容の改正に関する規定でございます。老齢年金の基本年金額の報酬規定部分につきまして、現在平均標準報酬月額額の百五十分の一に被保険者負担の月数を乗ずることになっておりますのを、平均標準報酬月額額の千分の八に被保険者期間の月数を乗ずることに改正した点でございます。三十五条の改正がこれに該当いたします。これは先ほど申し上げました

厚生年金保険法の引き上げ割合と同じでございます。また、この改正によりまして、老齢年金の受給資格者が職務外で死亡した場合の遺族年金の額も同じ割合で増額されることと相なります。

次は、保険料率の改訂でございます。船員保険については御承知の通り、長期給付部門と疾病給付部門と失業給付部門とがあるわけでございますが、先ほど提案理由の説明にもございましたように、この長期給付部門におきまして千分の七を引き上げ、それから疾病給付部門におきまして千分の一を引き下げ、失業給付部門におきまして千分の三を引き下げることにいたしました。そして、結局失業保険の適用を受ける被保険者につきましては、千分の三を引き上げまして千分の百六十九に改めることとなっております。

それから失業保険の適用を受けない被保険者につきましては、結局千分の六の引き上げになりました。千分の百五十八に相なります。

それから任意継続被保険者につきましては、結局千分の七の引き上げになりました。千分の四十二と相なることになっております。これに関連しまして、この被保険者の負担割合、船舶所有者の負担割合もそれぞれ改正することになるわけでございます。これらの関係の条文は、五十九条第五項の改正と、六十条第一項の改正、それからこの改正法案の附則第九条におきまして、昭和三十三年の船員法の一部改正法律の附則第十條の規定を削除いたしております。これらの五十九条五項の改正、六十条一項の改正、それから船員法一部改正法律の附則第十條の規定

を削除いたしたことが以上申し上げました保険料率の改訂に関する部分でございます。

それから第三番目は、失業保険金の支給に要する費用に対する国庫負担の料率を現在三分の一とございまして、四分の一に改めると同時に、毎会計年度におきまして、失業保険給付部門の収支に不足を生じた場合には、その不足額について、当該部門の国庫負担総額がその支給に要した費用の三分の一に相当する額に達するまで国庫が補てんする規定となっております。

これは五十八条の改正でございます。それから改正法は、公布の日から起算して三ヶ月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行することとなっておりますが、国庫負担の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用されることを明らかにしております。

以上でございます。

○委員長（加藤武徳君） それでは議題としております四法案を一括しまして質疑に入りたい、かように考えるのであります。ただいま政府からは、労働省から赤澤労働政務次官、三治官房長、堀職業安定局長、鈴木失業保険課長、住企課長が出席しております。厚生省からは渡邊厚生大臣、太宰保険局長、山本保険局長、加藤健康保険課長、加藤厚生年金保険課長、戸沢船員保険課長たちが出席いたしております。衆議院の法制局からは、ただいま細部説明の鮫島第二部長のほか、第二部の上田第二課長も出席いたしております。

それでは質疑のおありの方は逐次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 失業保険の改正、これは日雇保険、船員保険に關係して、

るわけですが、今度一番先に關係連があるのは、保険の積立金がふえて、政府の負担を少なくする、こういうのが最初の出发点で、それからそれと見合つて保険料率も下げよう、こういうことになつていくわけですが、これも、しかし、私は失業保険がなぜこれが必要なのか、この問題に触れなければならぬと思ふんです。失業者の生活を守つていく、みんなが生活の不安のない、そういう世の中を作つていく、うとしてこの失業保険というものができたと、私はそういう工合に認識をしています。ですから、問題は、今日の、たとえ五万五千人から五十五万人失業者がいる、こういうことが労働力調査で発表されておられます。順次失業者の中から幾らか就職していく人も出てくるであらうでしょう。みんなが就職する、ということが好ましい状態ですけれども、そうもいかない状態におかれていて、そのなれば、失業者の生活をよりよい条件において、失業保険の保険料が向上するに依つて、そこに私は根本的な考え方をいたすところ、ここにこの保険の意義がある、こういう工合に思ふ。だからそういう意味において、保険料をかける立場から言へば、少なくともよりよいものがもらえるというところが好ましいことではないでしょうか、けれども、しかし、よりよく失業した人を守つていく、これがこの保険の根本的な精神だと思ふ。そういう立場からいいますと、保険経済の黒字に對して、むしろ掛金を少のうして、少なくしてそのバランスをとるといふ、

このものの考え方が私たちにどうしてもわからぬ、だから保険経済がよくなつてくれればよくなつてくるほど失業者の生活を守つていく、給付の問題である、また、期間の延長である、こういう工合に守つていく、こういうところに私はこの失業保険の根本精神があると思ふ。だからその根本精神と違つて、こういう格好にされたといふことをまず最初にお聞きしたい。これは衆議院の齋藤さんの御意見も伺いたい、根本的には賛成した、一番最初に賛成をされた労働省にお伺いをして、い。労働大臣が見えていないので非常に残念ですけれども、一つ大臣が見えたらまた質問しますから、かわつてお答えを願ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) 失業保険に對する国庫負担率を引き下げました点につきましても、これは昭和三十四年度の予算編成にあたりまして、国民年金制度の創設であるとかあるいは国民皆保険の実施であるとかいふような社会保険制度の整備をはかられました際に、既存の各種社会保険制度を通じて、費用負担の調整を行ない、社会保険全体としての均衡ある発展をはかり、とする趣旨に基づくものであります。やむを得なかつたところではなからうかと思ふのでございます。失業保険に黒字があれば、これをもちつて、給付の改善に當るべきである、このような御意見であります。これは、ごもつともなところであると思ふのであります。今回の措置は、まず政府といたしましては、社会保険全体を通じての費用負担の調整をはかる、この趣旨からの措置であります。なお、これに加えて議員提案をいたしまして、

衆議院の方で三つの点につきまして、りあえず緊急やむを得ざる措置をいたしまして、給付の延長等の措置が講ぜられたといふような議員提案がなされたわけでございますが、これをさらに広げて、この際、被保険者全体につきまして、全面的な給付の改善をはかるという問題につきましては、これはただいまの保険経済は黒字ではございまするけれども、御承知のように、日本経済全体としての底が浅い。そのために、たゞいまの思ふが、また、経済情勢の推移によりましては、どのようになるかわからないといふ点もございまして、また、あるいはたゞいま鋭意推進しております中小規模、零細規模の事業所の適用促進をはかる、というやうなことをやっておりますが、この措置に伴ひまして、この零細事業が入つてきますれば、保険経済としては、やはりその面は赤字がふえてくる、という面も出てくるわけでございます。このやうな面をにらみ合わせ、全体としての給付についての根本的な検討につきましては、政府といたしましては、やはりこれも社会保険全体の調整をするという見地から、根本的に再検討をしなければならぬといふ考え方に立ちまして、昨年の九月に社会保険制度調査会に對しまして、その給付内容の総合的検討につきまして、諮問をしておるわけでございます。これらの情勢を見まして、この三年間あたりの情勢を見まして、給付の内容も全面的に検討したいと思つておるわけでございますが、とりあへずのたゞいまの措置をいたしましては、国民年金制度、国民皆保険の趣旨といふやうな情勢にかんがみまして、

費用負担のまず調整をはかるという見地から、このやうな措置を提案した、これに加えて、衆議院で議員提案が通りまして、とりあへず炭鉱地帯等を中心とする非常に失業情勢の悪いといふ地域につきましては、特別措置を中心とする、とりあへず炭鉱地帯等をあわせて実施していく、根本的な全体の検討につきましては、社会保険制度調査会等の御意見も十分伺ひまして、政府としても真剣に取り組んで参りたいと考えてございます。

○政府委員(赤澤正道君) きようは大が衆議院の方に出しておりますので、私代理として政務次官の立場から申し上げたいと思ひます。局長だけ説明したのではまことに申しわけないと思ひますが、一つ……。

失業保険についての考え方は、藤田委員と全くわれわれといたしましては政治的な立場として同意するものでございまして。言うまでもなく、在職中の給与と申しますか、収入に近い額を私も支給するのがやはり建前であると思ひますけれども、御承知の通り、六割でしほつてやつておりますけれども、今局長が説明いたしました通りに、やはりほかの保険給付の内容と違つておりました、総合的に運営いたしますために非常にまずい面も出て参りますので、ちよつと時間がかかりますけれども、今審議会の方へ政府の方としては諮問をいたしておるわけでございます。しかし、これは単なる逃げ口上ではありませんので、私も実業界におりまして、こゝういつた問題が出、また、考えてきたわけでございますが、今のように積立金がだんだんふえ、年々巨額のものが増えてい

く今のような調子であつたら、いつまでもたつてもふえるばかりで膨大な金額になつていくわけですが、しかし、積立金が多いといふことだけが自慢にならぬのであつて、それはやはり限度をこえるやうになれば、財政の基礎がはつきり確立された場合には、やはりこれは給付内容を改善していく方へ回さなければならぬので、ずいぶん昨年は大蔵省とも議論をいたしたわけでありましたが、まだまだそういうことには、今のところでは大蔵省との交渉の段階は立ち至つておりません。しかし、少なくとも労働省が今回企画いたしました積極的な意味での、たとえはたゞいま申し上げました職業訓練の際の給付延長あるいは広域職業紹介の場合、待てない人たちに對する給付延長の問題、さらに就職支度金の問題、こゝういつた方面で、わずかなではありますけれども、幾らかでも藤田委員の言われたやうな方向に近からしめようという努力を、はして参つたわけでございますけれども、全般的に申しますと、たゞいま言つたやうな他の諸法律との關係もあつたと思ひます。ただ決してゆるがせにはいたしておりませんので、御趣旨は十分承知いたしておるわけでございます。

○衆議院議員(齋藤邦吉君) 政府から昨年予算編成にあたりまして国庫負担を三分の一を四分の一にするという問題について話があつたわけでございますが、御承知のように、三十四年度の予算編成にあたりましては、社会保険体制の大きな拡充をいたさうではないか、こゝういふやうなことから国民年金制度の創設、こゝういふやうな問題にな

り、国民健康保険法の全面的改正に伴いまして国民皆保険を実施すると、このうらふらふな、全般的に社会保険体制を大拡充する、こういうふうなことで、国の財政の上から申しまして、もなかなこれは容易なことではない。そういうふうなことからいまして、この際、失業保険について三分の一を四分の一にする、こういうふうな話し合いになって参つたのでございます。私個人といたしましては、こういう失業保険について、国の財政が窮屈だからと申しまして、国の負担を三分の一を四分の一にするということは、私個人としては好ましい姿ではないと思ひますけれども、やはり大きく社会保険体制全体としての発展のために、黒字であります失業保険については、まあやむを得ないのではなからうか、こういうわけで、実は賛同いたしました次第でございます。先ほど藤田委員の仰せになりましたように、失業保険の会計が余裕があるという場合には、そういうことをやらすにむしろ給付内容の改善をはかつて失業者を守るような失業保険制度の確立に努力したらどうだろうかという御意見、私まことにごもっともだと思つております。昨年はそういうわけで、三分の一を四分の一というところで、わが党といたしましては、財政の建前からやむを得ないと、こういうことで政府提案と相なつた次第でございますけれども、その後やはり経済情勢の変動、さらにまた、失業情勢というものを考え合わせまして、こうした姿でこの政府提案の法律案を進めることがどうであらうか、こういうことが党内でもいろいろ論じられるようになりましたので、藤田委員のお気持とわ

が党の気持は全然食い違つておりません。こういうふうなことから、この際、それではやはり余裕のある失業保険であるならば、この際緊急な問題を一つ一括して解決しようではないか、こういうことに相なりまして、いわゆる訓練所に入つておる者につきましては一カ年を限り失業保険金を支給しようではないか、あるいは失業情勢の悪い地域においては期間延長をやろうではないか、あるいは就職支度金という制度をやろうではないか、こういうふうな三つの改善の内容、合計いたしました、年間約三十一億になると計算されておりますが、そういうことをやって、そしてこの際、給付内容の改善をいたそうではないか、こういうことに相なつたわけでございます。従ひまして、わが党の気持といたしましては、余裕があればできるだけ給付内容の改善に充てる。こういう気持を持つておることは、まことに藤田委員の御意見と同様でございますが、昨年はなかなか、社会保険体制の大拡充という、やはり国の財政のこと考えなければならぬ、そういうことで、その点についてはやむを得ないであらう。こういうふうに考へて提案いたしましたような次第でございます。

○藤田藤太郎君 私の方には賛成だと次官も賛成さんもおっしゃつておる。その考え方が賛成で、給付内容をよくしたのだ、少しよくした面があるのだ、こういうお話でございますけれども、根本的な問題だと私は思ふのです。今局長は、年金との見合いのもとに、社会保険を確立する見合いのもとにこの問題の削減、こういうお話がありました。これは一つ大蔵大臣に来てもらつて私は少しお聞きしたいと思ふのです。もう一つ言われたのは、経済の底が浅い。それからもう一つは、零細企業が入つてきたら赤字になる。私はあなたの主張は分裂していいやせぬかと思ふ。経済の底が浅い、財政上の負担がないという理由をどこから立ててくるか。まず私は、その一点を少し申し上げたいと思ひます。

ことし政府が発表した三十五年度の経済の見通し、三十四年度の実績見通しにおいても、法人は四六%の所得増を来たす。五割ですよ。こういう問題があります。それからもう一つ見れば、税の特別措置法で千二百二十七億、この中には社会政策的な面が割余りありますけれども、そういうことが講じられてゐる。根本的に日本の経済を見てみたら、私は生産はほとんど上がるけれども、外国の貿易待ち経済というふうな格好で、国民がその潤いを受けていないというふうな経済政策なんです。だから、労働行政というものは、単に請負行政でないということ、私は今までも言つてゐるのです。国の経済政策の中で、この生産を担当する労働者をどう守つていくかという、そこに根本の問題がある。日本の現在の経済政策の推移の中で、労働行政、労働大臣というものは、労働者をいかに保護していくかというところに心をいたさなければならぬと私は思ふのです。これだけの今日の経済の上昇のあるときに、国庫が支出増だからこれはへずるのだ、そういう理屈は私は成り立つてこないと思ふ。このときこそ、労働時間を短縮して雇用を拡大することによって、困つてゐる失業者の方を

いかに救済するかということではなければならぬと私は思ふ。その次に言われた、零細企業が入つてきたら赤字になるという心配があるから社会保険審議会にかけろ。そんなら、この料率を引き下げたり、国庫負担を引き下げたり、なぜするのです。五人未満は自由加入です。この際なぜ強制加入にして――五人以下の事業所で働いてゐる人でも労働者なんです。その人を守るという方向に根本的な考え方なされなさい。片一方では、底が浅いという理由のもとに、社会保険するからこの金をへずるのだ、こう言う。五人以下の所は任意加入である。これが入つてくれば赤字になるといふ見通しならば、なぜ保険料を下げ、国庫負担を下げるか。理屈に合わないじゃないですか。私はそう言いたい。そのところをもう少し関連して話して下さい。

○政府委員(堀秀夫君) 私がただいま申し上げましたのは、ここ数年來の日本経済の状況を見てみますと、お説のように、非常に順調な傾向を見せております。これに對しまして、政府全体としても、さらにこれを維持発展せしむべく諸種の施策を講じているところでございまして、ぜひこれをさらに均衡ある発展を遂げさせていくという方向に持つていかなければならぬと思つております。ただ、その場合におきまして、失業保険の給付内容につきましても、たとえば六割となつておるのを、たとえば八割あるいは九割にする、あるいは給付期間を、その再就職ができませんで期間を制限なしに無期限に延長するといふような措置を講ずるような改正をいたしま

するためには、やはりずつと長期にわたりまして失業保険経済といふものを考へていかなければならぬ必要があるのではないかと。昭和二十九年におきまして、御承知のように、失業保険の収支が赤字になつた場合もあつたわけでありました。もとより、今後においては、そのようなことは当分の間はな

まするには、やはりいろいろ根本的に検討をしなければならぬのではないかと。もとより、そのような努力をしない、逃げ口上にして何もしないというのではありませんが、御承知のように、社会保障制度調査会に正式に総理大臣から諮問をいたしまして、この検討を願っております。これができまして、われわれとしては真剣にこの給付全体の改善の問題に取り組みたいと考えています。

それから第二の点につきまして、零細企業が入れば赤字になるじゃないかというふうに私が言ったじゃないかというお話でございます。これは、私の説明の仕方が悪いはまずかつたので誤解を招いたかもしれません。零細企業が入れば失業保険がすぐ赤字になると言ったのはございせん。零細企業の加入が多くなりますれば、零細企業においては、御承知のように、職率というよりも一般の現在の職率と高い状況でございますので、その面はマイナスになる面が出てくるという事を申し上げた。そういうものも考え合わせながら検討しなければならぬ。ただいま強制適用にしたらどうかというお話もございましたが、昭和三十三年には、御承知のように、中小零細の事業の適用を促進いたしますために、失業保険の事務の簡素化を行なうと同時に、事務組合の制度というものを創設いたしました。この改正の線に沿いまして昨年来われわれとしては、零細企業の適用の促進をはかっております。この措置をやります場合には、やはりこの零細事業が多くなっ

てきますと職率の関連は高くなってくるという問題も考えなければいけないというふうないろいろの面をからみ合わせて、そうして他の社会保障、社会保険全体の調整という見地に立ちまして大局的に検討することが必要じゃないか、社会保障制度調査会の審議はその意味において尊重し、われわれとしては真剣にこの問題に第二段として受り組んで参りたい、このような考え方でございます。

○藤田藤太郎君 局長は少しうがった発言を慎んでもらいたい。私が給付内容をよくせいと言ったら、失業者は永久に死ぬまで支給する、そういう議論までまだ入っていない、そうでしょう。給付の延長であるとか、たとえは給付内容の改善であるとか、五人未満の任意適用を強制適用というふうな格好にするとかいうようなものを並べ、今日の保険経済の中で被保険者の負担の度合いによって改善をしていくというところに思いをいたさなければならぬという事を僕は言っておる。それにそういう言い方は私はけしからぬと思う。まあいいです。いいけれども、問題は今も重ねてあなたが言われるように、零細企業が入ってきたらその面だけ赤字になる——これもやっぱり労働者なんです。五人以下は労働者でないというじゃない。国の労働保護の建前から言ったら五人以下の労働者も守っていかなければならぬ。これは当然だと思ふ。こういう方々には職が多いうえに支出が多くなるというならば、なぜこの際こういう改正をしなければならぬか。あなたは給付内容がよくなくなったと言ふけれども、齋藤衆議院議員の提案説明のときに、政府

案は千分の十六を十四にする、三分の一を四分の一に、待期の一減、これが政府案でございます。これはつきりこで説明をされた。この一日減の政府支出は三億四千万。たつた三億四千万なにか、六百億からの積立金があった。たつた三億四千万の支出だ、そうして国庫負担を引いても三十億削減するんです。それにたつた三億四千万の支出をやるという事は、あなたが先ほどから言われるように、ほんとうに失業者を守っていくということになるか、私はなかなかわからぬと思ふ。そういう言い方をされた。私はだから政府は、このような考え方をもち、年金との関係において、また、皆保険との関係において言われるけれども、先ほど少し申し上げたように、国民所得は昨年より一五%もふえておる。経済の成長も一五%もふえておる。法人所得は四六%、勤労者、自由営業、農民は五・四%しか少ないんです。農民は五・四%しかしておりません。所得のふえ方は、勤労所得が一%、これは政府が発表しておるのですからあなたの方よく御承知だと思ふ。だから日本の大筋は経済はどんどん成長して、オートメーションになれば首切りが起り、失業者が、働きたくとも職場から追われるという現象が出てくるわけです。そういうところに、このような危険があったから三年ほど前にアメリカでも二十六週、失業保険を大統領が命令して三十九週に延ばしておる。こういうことが、アメリカそのままだと云いせんけれども、失業保険ができた建前なんです。それをこんな格好でやっていくといふもの、考え方が私は納得できぬ、こういうことをさつきから言っている

わけです。この論議は詳しい論議に入りますから、一応譲りましょう。あとでまたするといひまして、それじゃ一つ労働省にお伺いしたいことは、現在の失業者、失業対策事業の現状、今後の雇用計画、こういう問題をつぶさに一つ説明してもらいたいと思ふ、これに關連して。

○政府委員(堀秀夫君) 最近の労働市場の状況等を中心にいまして、ただいま政府の考えておりますところを御説明申し上げます。

昨年の状況を見ますと、三十四年の四月から十一月を平均いたしました、月間の求職者の平均人員は一月百二十三人でございます。それに対して求職者は六十二万人と、前年の同期、すなわち三十三年の同期におきまして求職者が百三十五万、求人が四十七万というふうな当時の情勢に比べまして労働市場は好転しつつあるということが言えるわけでございます。

来年度の失業対策につきましては、これも御承知のように、われわれとしては、日雇失業対策労働者の賃金を増加することが同種の労働者の賃金が上昇している傾向にかながみまして絶対必要である、このような考え方から、これをまず重点に取り上げまして、平均二十八円アップというところを実施したいと考えてございまして、来年度からこれを実施したいと考えてございまして。

失対事業のワケにつきましては、御承知のように、一般と特別失対、それから臨就を合わせまして、昨年度に比べまして一万八千人の減少を見ておりますが、これは四月から十一月を平均いたしましたこの状況を見てみます

と、昨年は一昨年に比べてまして登録の日雇いの数は増加しておりますけれども、民間就労の伸びというものが非常に多く、すなわち四月から十一月を平均いたしました百五十六万が百九十八万ということに約月平均延べ四十数万程度の増加を見ている、このような情勢にかながみまして、民間就労の伸び、それから公共事業、財政投融资のワケの拡大というふうな点をにらみ合わせまして、それと調整をはかりながら、一万八千人の減の人員ではございまして、これを彼此勘案いたしまして、とおおむね円滑にやっております。ではないかという考え方でございます。従いまして、来年度は賃金アップということを中心に失対事業をさらに推進して参りたい、このような考え方でございまして。

大体たたいまのような考え方では進んでいくわけでございますが、それに付け加えて若干申し上げますと、職業訓練の制度につきましては、これは最近の雇用情勢は一般的に好転はしつつあるけれども、結局技術者の不足という点が非常に大きな隘路ではないかという感じがするわけでありまして。その意味におきまして、来年度は職業訓練制度というものを大幅に拡充いたしまして、たとえば金額で申しますならば、昨年度に比べまして本年度は約六億四千万の二十六億四千万というの予算を計上いたしまして、ただいま大体五万一千人のその訓練生を見込んでおるわけでございますが、来年度におきましてはこれをさらに六千人増加いたしまして五万七千人の職業訓練を実施していく、これをさらに年次計画によりまして逐次拡大して参りたいと考えて

でございます。なお、それと並びまして、産業構造等の変化によりまして一般的な好調の陰に摩擦的な失業の問題を生じておる。これは炭鉱等におきまして如実に見受けられるところでございますが、この炭鉱の離職者に対応するための措置といたしまして、これも昨年度に比しまして五億ないし六億程度の増額をいたしまして、炭鉱離職者のための措置、すなわち広域職業紹介それから緊急就労対策事業、鉱害復旧事業というよりいろいろな措置をこれとあわせて併用して、炭鉱離職者の方々の配置転換あるいは生活の援護等が円滑に行なわれますように配慮をしておるところでございます。

○小柳勇君 藤田委員は、失業から雇  
用へすでに発展しておりますが、私は  
この失業保険の問題自体をもう少し討  
論しておかなければならぬと思うので  
す。藤田委員の前の質問に関連して質  
問を展開していきたいと思うのです。  
特に政府提案が衆議院で議員提案に修  
正されて、自民党の提案としてありま

て、あるいは厚生年金保険自体について討論をしておかなければ、将来この法案ができてしましても問題が残ると思いますから、二、三質問を展開したいと思います。第一は、演説を聞きますと非常にやむを得ぬというような気がします。で、具体的に質問していきますと、まずこの失業保険を受ける、月平均でいいのですが、月平均に受けるその受給者の数、月の平均、それから受給者の平均給与額、受給額、金額ですね。それから失業保険を、日雇失業保険を受ける月平均の数並びに平均

給与額、これをお答え願いたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) 最近の失業保険金の給付状況につきまして御説明申し上げます。ただいまお尋ねのます受給者の実人員がどのくらいであるかというところでございますが、昭和三十四年の状況を申し上げますと、四月には四十七万三千人でございましたが、その後経済の好転等を反映いたしまして、下期におきましては三十三万ないし三十五万人程度でございします。それから保険金の給付総額は、これも月別に申し上げますと、三十四年の四月におきましては三十四億四億程度でございましたが、下期におきましては

ては二十五億ないし二十九億程度の支出状況でございます。平均の受給月額でございますが、大体一月にいたしまして、これはあまり大した変化もございませぬが、七千二百円ないし七千七百円、月によりまして多少の変動はございますが、そのような受給額に、一人当たりの受給額になっております。

それから次に日雇いについて申し上げますが、日雇いにつきましては、これは受給の実人員は大体昨年の四月が十七万人程度でございます。それが下期に至りましては、やや減っておりませんが、大体十五万人程度という状況でございます。この費用が大体一カ月に、四月が一億二千万程度、下期におきましては一億一千万程度というような状況になっております。

なお、日雇いの失業保険につきましては、一人当たりの給付額というものは御承知のように、二段階に分けておりまして、二百円、それから第二段階が

百四十円というような状況になってお  
ります。

○小柳勇君 あとの日雇失業の月平均の受給額ですね、金額、そういうものは言うていただけませんか。

○政府委員(堀秀夫君) 月平均の受給額が総額といたしましては、大体四月が一億二千万円程度、それから下期になりましてやや減っておりますが、一億一千万円程度でございます。それからそれを一人にいたしましたとき、これが御承知のように、定額給になっておりますので、一段階に該当いたす方が一日二百円、それから二級に該当する方が一日百四十円、こういう状況でございます。

○藤田 藤太郎君 先ほどの失業雇用との趨勢というものは好転していると、こういうお話でございました。しかし、失業雇用の傾向が好転しているという毎月勤労統計の表、この前もらったあれだけ見ると、いかにも失業者がない状態になっている。しかし、現実政府のいう失業者はちっとも減らない。労働力調査でも減らない。そこに一つの

問題があります。不完全就労、要するに潜在失業というこういう問題を把握しようとする政府はしていない。そこにも問題が一つある。もう一つ、就労が伸びたといったって、不安定な雇用関係の数字だけがふえ、臨時就労とか社外工というようなものが今の就労の七、八〇％を占めておる。もつとひどく占めているというような状態なんです。そういう格好で、不安定な状態において、本来国際的といいますか、外国の失業者は摩擦失業ですから、そういう状態なら必ず、私は失業者で食えませんといい格好で失業者のベースに乗っ

てくるわけです。そういうものがベ－スに乗らぬような施策を政府はやって

いるのです。そういうことをやつて、今の失業、要するに緊急失業対策事業を初め、失業対策事業は昨年より一萬八千減らしている。そうして、就労がよくなつたという一時的な現象をとらえて、そういう対策を立てておられるわけですけれども、私はそういう状態であればこそ、失業保険というものがもっともつと、今働いている日本の経済というのは、投資、要するに資金と設備だけで生産はできるものじゃない。いかにして今の労働者を守つていく、そうしてそれが生産に転換をして国民の生活が向上するかと、いふところ

にいかなきやならぬのに、そういう不安定な状況にみんな追い込んでいる状態を顕在化せうともしない。そういうものを描出して保護しようともしない。そうしてそのままだつたらかしている。あの労働力調査というようになところによだねて知らぬ顔といっていますかね。そういう状態に置いておつて、この失業した人を待つていくという失業

保険をこういう格好に私はやっていくなんというようなことは、私としてはこれはもうまことにをもって理解できないのです。だから私はそれにもう一つ関連して御質問しますが、五人未満の任意加入の現状はどうなっているかという事です。これは総労働者数と、要するに加入労働者数、事業総数、これを聞きたいと思います。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま先生の指摘されました点につきまして、私もその点につきましては同感でございます。やはりわが国における雇用問題が非常にすっきりしないというふう

な、その根本的な原因は、御指摘の通り、不完全就業者あるいは替玉労働者

的な形態の雇用者が相当多いというところに存在するのではなからうか、この点につきましても御指摘の通りだと存じます。これにつきましては、私は根本的にやはりたとえは第一には、最低賃金制度の拡充発展であるとか、それから家内労働法制の準備であるとか、それから社会保障全体の発展というような措置が総合的にとられていく必要がある。これらのものが総合的に謙ぜられて、ただいま御指摘の潜在的形態、あるいは不完全就業的な形態のものがだんだん少なくなつてきて日本の失業問題というものがすつきり

した方向に向かうことになるのではないだろうか。この点につきましてはわれわれも今後大いに努力したい考えでございます。なお、それとあわせまして、やはり労働力の質をよくするという面におきましても、われわれの方といたしましては、職業訓練制度もこれは積極的な拡充策園というものを、はかつて、労働力の質と、労働力の量をよくす

ることによって、雇用しようという者に対するところの適正なる供給が行なわれなければならない方向に持っていかなければならないのじゃないかと考えているわけでございます。

次に、五人未満の労働者を雇用する事業所の失業保険の加入状況でございますが、これはまず第一に、単独加入の面から申し上げますと、大体これはやや数字が古いので恐縮でございますが、昨年の七月現在におきまして、五人未満の事業所の単独加入が約四万七千事業所でございます。被保険者数が十万三千人でございます。それから

次に、先ほども申し上げましたが、三十三年の法律の改正によりまして事務組合制度が設けられまして、この事務組合制度の活用によりまして、この適用促進をたゞいまはかつておるわけでございますが、これは昨年の十一月現在で事務組合が六百三十でございました。それからその事業所が、この事務組合に委託した事業所が約八千でございす。そのうち五人未満のところが約三千七百、それから五人以上が四千二百というふうな状況になっております。それから被保険者数が約四万三千人、このような状況でございます。

○藤田藤太郎君　そうすると、今はできたところだけ言われたのが、事業所数、それから総労働者数、これはどうなんですか。

○政府委員(堀秀夫君)　ただいまちょっと正確な数字を持ちあわせておりませんので、後刻またお届け申し上げますが、五人未満の事業所におけるところの被保険者数が二百四十万、それから事業所にいたしまして約百万というふうな思っております。

○藤田藤太郎君　二百四十万……

○政府委員(堀秀夫君)　被保険者が二百四十万、事業所にいたしまして百万……失礼しました。被保険者と申し上げましたが言葉が適切でございませぬ。労働者でございませぬ。

○藤田藤太郎君　そうすると、事業所にして四千七百、それから労働者にして十萬三千人、二百四十万の中で、この一年を過ぎていたのが、十万人くらいしか加入をしていない。それじゃあと二百三十万近く残っている、こういうことになりませぬ。この事務組合

制度という、この四万三千人と十万人とは別ですか。

○政府委員(堀秀夫君)　別でございませぬ。

○藤田藤太郎君　そうすると、それにしたって十五万人、二百二十五万というものが残つておる、こういうことになるわけですか。こういう労働者はあらゆる社会保険制度から置いてきぼりを食つて非常に悲惨な状態で生活をされておる。この人を救う。救うという言ひ方はおかしいけれども、当然失業保険の対象になるべき人員なんだ。それで、この当然失業保険の対象になるべき人員を、こういうことを労働省は知つておられる。今の局長の話を聞いておるといろいろ言われました。社会保険しなければならぬ、最低賃金をしなければならぬ。そういうことをよく知つておるなら、あなた方がお作りになるものは形式だけのものにみな終つておる。それでまたこれでも一部はよくしましたというだけで、五人未満のものを見たら、二百四十万の中で十五万。一年余りの間に吸収されないで残つておる労働者がたくさんおるといふことを知りながら、こういう保険の考え方というのとはどこから出てくるのか、そういう思想がどこから出てくるのか、それを聞きたい。

○政府委員(堀秀夫君)　この中小零細事業の適用促進のために、昭和三十三年末に先ほど御説明いたしました失業保険法の一部改正を行なつたわけでございます。そこで実施になりましたのが三十四年度初めからでございます。そこでただいま申し上げましたように、昨年の七月もしくは十一月の現在においてこのような状況である、こう

いうことを申し上げたのでございませぬ。この法律改正後まだ日も浅い、一年足らずの間でございませぬが、その間におきておるような数字が、まだまだ十分でございませぬが、私といたしましては、御指摘の点もございませぬが、まだ法律改正が緒についたばかりのところでございます。その最初のすべり出しといたしましては、この程度でも、不満足ではございませぬが、まあかなりの成績をおさめておるのではないかと、こういうことも半面言えるのではないかと。われわれといたしましては、この改正の点を中軸にいたしまして、今後におきましてさらにこの中小零細企業の適用促進、これにつきましてはわれわれの機能を上げましてさらに努力したいと、これに對しまして逐年この方式によりましてところの零細事業の労働者の加入促進を積極的に推進して参りたいと考えてございませぬ。

○藤田藤太郎君　積極的に推進しても、こういうことはいつまでか。だから私はそれは何も言うておらない。だからこれだけ残つておるのに、それをほつておいて今のような改正をするという考え方はどこから出てくるのかと、こう聞いておる。次官、一つどうぞ。

○政府委員(赤澤正道君)　局長が何か零細企業を加入したら保険が赤字になると困ると言つておるといふようにおとりになつたかも知れませんが、そういうわけでは決してないで、労働省の設置法も、言うまでもなく、われわれの任務は労働者の福祉と職業の確保をはかるということが任務となつて

おるわけでありませぬ。この努力をひときりも怠れたことはないわけでありませぬ。一日も早く藤田委員のおっしゃるような形に作り上げなければならぬと思ひます。ただ、やはり率直に言つて、こういうことを言うとしかられるかも知れぬけれども、ずいぶん努力をいたしましたが、労働行政全体としては前進しておるつもりですが、御指摘の通り、失業保険の面では私は後退した現状にあるというのを率直に認めなければならぬと思ひます。何といつても三分の一が四分の一になつてしまつた。これは将来をどうなるわけではありませぬけれども、また千分の十六を十四に切り下げたといつたことで、解決がつく問題じゃありませんので、やはり私どもは、この際前進させたかったけれども、ただほかのいろいろな制度や法令とも関連がありますし、大蔵省に、われわれの方も前進の仕方を詰めてなかつたために負けたのだと、大へん残念ですけれども、そういう結果になつておるんです。労働省全体としては、一生懸命に前進させようと考へておる点だけは、一つお認めをお願いしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君　それはちょっと、そんなんなら何をか言わんやといふことになつてしまふわけですよ、ほんとうに。局長の発言といひ、次官は非常に熱意を持って御発言をいただいたのだけれども、しかし、五人未満のこの問題一つ見ただけで今のような現状が出てくるわけですよ。任意包括の方法と任意加入といふものを入れようという思想はもうスタートを切つておるのだ。五人未満の労働者を救おうというスタートを切つておるのだ。三十三年の暮れ

に労働者を救おうというスタートを切つておる。スタートは切つたけれども、ちよいとさつたてみただけでほつて置く、そうじゃないですか。二百二十五万という労働者をほつて置いて、それでこっちの方で都合のいいことをやつていくんというところは……、だからこれは、そういう現状からいって、こんな改正がどんな基礎において出たかといふことを問わざるを得ないやうになつてくるわけですよ。これは一つ大蔵大臣に来てもらつて、この問題をやらなければならぬと思ひますが、大臣もきょうはおいでにならないから非常に残念なんです。それから、それ以上の返事ができぬようですから、私は次の問題を聞きますけれども、社会保険制度審議会にこれをおかけになつて、総合的な給付の問題その他を検討するといふことで、審議会に固定した意見を持つて持ち込むといふことは、なかなか、独立の機関ですから、そういう無理なことはできないにしても、あなたの方の考え方は、ほかのことは言ひませぬけれども、たとえば五人未満の労働者について、将来どう救おうとお考へになつておるのか。これだけ先に聞かせて下さい。

○政府委員(堀秀夫君)　五人未満の問題でございませぬが、ただいまほつて置くといふお話がございましたが、それはございませぬ。われわれの考え方はいたしましては、五人未満の適用促進をはかるために、事務組合の制度が創設されたわけでございます。それが昭和三十三年当初から実施されて、緒についたばかりである、約半年そこそこの経験でございませぬが、先ほど申し上げましたやうな、まあ、不満足

ではありましようけれども、相当の実績をおさめておるといふ状況でありますから、今後におきまして、これをさらに推進して参りたい、そのような方向によりまして、五人未満の事業所に雇用される労働者の失業保険の加入の促進をはかつていくという考え方でございまして、従いまして、ただいま第二の御質問なんでもございまして、われわれがいたしましては、五人未満の事業所の労働者が、失業保険に加入するといふ方向は望ましいわけでございます、その方向に持っていくと、要はそれを強制適用に踏み切るか、あるいはただいま実施しております事務組合等の制度を活用して、これがまだ緒についたばかりでありますから、この制度をさらに積極的に推進することによりまして、まず基盤を作っていくことが必要だといふ方法の問題になるだろうと思つてございまして、方向といたしましては、零細企業の労働者が、失業保険の適用を促進されるというところは望ましいことでもございまして、われわれとしても、その方向に向かつて努力しなければならぬところである、このように考えます。

○藤田藤太郎君　そこでお尋ねしたいのですけれども、五人未満の事業所、任意加入でスタートを切つた、これを救済していきつていくことでスタートを切つた。出先は、全国的には労働基準局だと思つて、だから労働基準局を中心に各事業所にこの制度を知らすといふことから始めなければならぬと思つて、理解をさして、そうして入るなさいという状態が今進んでいるのだと思つて、今の安し、局長もよく御存じの通り、今の安

全衛生を初めといたしまして、基準法の違反は、私には何があるか知りませんが、けれども、何十万件基準法の違反がある、事業所の監査をするのは五年に一遍しか事業所の監査ができぬ、こういうことを聞いているわけですから、正確なことを一つ、あとから知らしてもしたいのだが、そういう状態では違反はしないといふ現状の中に置かれて、上の方ではあります、やりますと言つたところで、この実効といふものは上がりつこないと思つて、実効が上らなければ、救済しないのは労働者なんです。だからそのポイント、労働者を救済する、守っていくところにポイントを合わせなければ、問題は前に進まないわけですから、どうせしやうしたら考え方をとて出てくることは、何といつても何らかの事情に応じて加入していくといふ方法が具体的にだかから強制適用といふような問題が出てくる、たとえば、きょう、あしたから入りなさいといふのが無理なら、一年とか半年とか余裕期間をもつて加入していくとかといふ、そういう方法も私は考えなければならぬと思つて、それを一生懸命今のシステムでやりますといふところで、なかなか前に進まずと私は思つて、それを聞いて、そういうことについてどうお考えになつてゐるか。労働者を救済する、保護するといふところにポイントが合つてゐるのですから、その建前からどうされますかといふことを聞いてゐる。

○政府委員(堀秀夫君)　失業保険の事務は、現在県の職業安定所の系統で推進して参ることになっておりますが、職業安定行政の機関と協力いたしまして、ただいま昨年度の実施以来、中小零細規模の事業所の適用加入促進の運動をやるうじやないかといふことで、昨年から大いに馬力をかけております。最近になりましたが、全国の職業安定課長、失業保険課長会議を招集いたしました、その席上におきまして、さらにこれを総合的に推進していきうじやないか、こういう申し合わせをしたところでございまして、また、お話のように、相手が零細の企業の方でございまして、また現在の労働法制度、それから労働保険の制度等を十分に知らない方もありますので、お話のように、わかりやすくこれをPRして、まず理解をさしていくといふ方向が必要じやないか、こう考えるのでございまして、従来労働省におきまるところの、いわば行政の一つの盲点になつておりました中小零細企業に対する労働管理の合理化指導という面を、今後強力に、これは職業安定行政だけでなく、労働基準関係、それから労働関係等の出先も一緒に参りまして、零細な事業所に対するところの、近代的、合理的な労働管理の指導啓蒙といふものを、この際積極的にやつていくといふこと、こういう考えで講習会等を実施して、各地域ごとに盛り上げていくといふ考えになつております。このようない般的な啓蒙運動と、それからあつた具体的な行政指導、こういうものを合わせまして、なかなか強制加入といふところまで、まだ踏み切れないわけではございますが、とりあえず実施が緒につきまして、この適用加入の促進をはかつて参りたいと考えております。

○藤田藤太郎君　だから強制加入にまだ踏み切れないといふことは、今のような状態で申すPR、現実の問題としては進まずといふ状態を置いている、こういうことになるのだだけ、先ほど基準局と言いましたが、職安局ですけれども、それはこういう状態に置いておいて、そうしてこっちの方だけやる、たとえば給付の内容を改善するといふ問題についても、失業した人が就職をするような状態はどうだ、長く失業して困つてゐる人に対して、給付の延長をどれくらいしたら保険経済にどうなつてくるか、こういう試算をされたことありますか。

○政府委員(堀秀夫君)　部内におきましていろいろ研究しております。また、失業保険の適用を受けた者が、どのように生活し、どのように就業したかといふようなものも、これは部分的な調査でございまして、部内で実施しております。これらの問題も検討いたしまして、それと今後におきます社会保険制度調査会の御審議と相待ちまして、理想の方向に逐次近づけて参りたいと考えております。

○藤田藤太郎君　この保険の根本精神の問題については、先ほど申し上げましたけれども、五人未満の労働者が一番やはりこの保険の大きな課題だと私は思つてゐる。非常に安い賃金で働いておられる方が、たとえば一定の限度以下の収入の人には、どうしてその生活を守るために、給付の内容を変えてやるのかといふような問題も私は出てくると思つて、だからそういう問題についてもお考えになつたことがあ

るんではないか。今の返事を聞いてみると、いろいろの角度から研究しておりますといふことですね。それで、今の保険経済の趨勢を一つお話ししたいと思つて、昨年、一昨年、今年です、どういふ状態か、経理の面から一つ聞かしていただきたい。

○政府委員(堀秀夫君)　失業保険の制度は御承知のように、昭和二十二年十二月に創設され現在に至つたわけでございます。その間、失業保険の収支は二十九年年度におきまして、約十二億円の赤字が出ました。これは、おおむね順調に推移してゐるわけではございません。それから昭和三十三年年度における失業保険経済の大体の見込みを申し上げますと、一般失業保険については見ますと、保険給付額は三十三年度に比しまして減少をしております、約三百四十九億円の支出が見込まれるわけでございます。一方、これに對します保険料の収入は、前年度より増加をいたしまして、約三百八十九億円の程度と見込んでおります。これに三十四年度の当初予算の国庫負担金八十四億、それから昭和三十三年度の受け入れ不足清算分、これを補正で見込みました、三十六億四千円、これを入れますと、三十四年度における収入の増加は約五百億円の程度になるものと見込んでおります。約前年度に比しまして九十四億円の増収の増加を見込んでおられるわけではございません。

次に、日雇いの失業保険につきましても、保険給付額は前年度と同額の約十五億八千万円見込んでおります。これに對します収入が、保険料収入約十二億六千万円、国庫負担金約三億九千万円、合せまして十六億五千万

円程度見込んでおりますので、大体六、七千万円程度の剰余が生ずるのではないかと、大体このような見込みを持っております。

○藤田藤太郎君 この今の言われた一般失業保険の五百億、それからプラス結局九十四億というものは政府の三分の一を四分の一にし、保険料率を下げた経済ですか。

○政府委員(堀秀夫君) 三分の一を四分の一に下げて見込んでおります。これに對しまして保険料の方は、これは法案が成立いたしません関係上、やはり千分の十六によるところの収入でございます。これは見込みでございます。いろいろ違ひが出てくると思いますが、一応申し上げると、国庫負担につきましては三分の一を四分の一に減らしてございまして、それから保険料収入は千分の十六という見込みで、この推算をしております。と申しますのは、この保険料の減少につきましては、法案が成立いたしませんでした関係もございまして、やはり千分の十六で徴収しておりますのでそれを見込んで、こ

○藤田藤太郎君 そうすると、この法案が成立すると、三十五年度はどうなりますか。

○政府委員(堀秀夫君) 来年度の収支につきまして、これはその後における賃金の増加、雇用の増加という点も見込んで計算しなければなりません。三十五年度におきまして、大体保険料収入は三百七十八億程度を見込んでおります。これに一般会計からの受け入れ八十七億、あと運用収入、印紙収入等を合わせまして、歳入は大体

五百二十億程度見込んでおります。それに対して歳出は、これは保険金を中心になりますが、約三百四十六億円程度見込んでおります。これにその他の雑費を入れますと、大体この収入の五百二十億に對しまして、約百二十億円程度の剰余を生ずるというところでございます。大体その百二十億円を除きました四百億圓が歳出でございます。それから百二十億圓程度の剰余を生ずる、これは予備費に計上してございまして、

○藤田藤太郎君 そうすると、三百四十六億というものが保険料の支出の見込みであるのに、これに對して六十億近く、何ですか、雑費が要るわけですか。どういふことですか、雑費というものは、

○政府委員(堀秀夫君) おもなものを申し上げますと、業務取り扱い費約二十四億、それから福祉施設関係の経費二十一億、その他たとえば庁舎新営費であるとか、その他の雑費を合わせまして六十億、こ

○藤田藤太郎君 そうすると、今の見込みでも百二十億も剰余金が出る。あなたが先ほど心配された五人未満の労働者を強制加入にしてみたら、一ぺんに百二十億も赤字は出まいでしよう。食いつぶせとは私は言いませんけれども、六百六億も剰余金がある、こ

ういふ状態だからこそ、今年あたりこそ私は労働行政として一般の雇用関係もそうだし、保険の問題もそうだが、こ

ういふこととこを私は五人未満の労働者を救済するのだと言つて労働省が旗を立てられたって、世間の人は何ら不思議に思わない。むしろこ

ういふことをする、こ

こと自身、世の中の人は何と不思議なことをするな、政府というものは、こ

ういふ感じがしないんじゃないですか。そういふまた結着になつてくるわけ

です。この面から見て、どういふんですかね。あなたのこれを聞いておりま

す。どこから見てもなかなか理解できないんだが、それじゃこの失業保険

というものを、將來どういふ工合に持つていこうかという考え方なんです

か。これは一つ社会保障として、この失業保険を見ていくのか、単に相互扶

助の保険制度としていくのか、そこらあたりの考え方、どうなんですか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま御審議を願つております失業保険関係の改正法案が成立実施されますれば、先

はお話がありましたが、大体給付の改善で、三十三億三十一億程度増加するだろう、このように考えます。それ

であつて予備費の問題でございますが、昨年度におきまして予備費は九

十八億程度を計上してあります。やはり予備費につきましては、失業保険

の給付状況に變動がある場合も、これはおそろくないと思ひますが、そ

ういふことも考慮いたさなければなら

ないで、まあ予備費が昨年程度の金額になるというところは、やむを得ないことではないか、このように考えます。

あるとか、いろいろな御意見が出てお

ります。これらのものをかね合わせ

て、どのように保険経済とにらみ合

せて長期的に見通しを立てていくか

という問題が第二段の作業になるわけ

でございます。これは社会保障制度審議

会、調査会の御審議を待つと同時に、われわれとしても、第二段の問題とし

て長期的な見通しを立てまして、この作業に、第二段としてさつそく取りか

かるべき問題だ、このように考えてお

ります。

○藤田藤太郎君 労働次官に、今の問

題についてどういふお考えを持ってい

るかをお聞きしたいと思います。

○政府委員(赤澤正道君) 労働省の任

務であります。ことに労働者の福祉

と職業の確保であります。私は単に

生活面の相互扶助的な保険じゃなく

して、もっと積極的に活用をしていく

べきものだという考え方を捨てることが

できないのであります。そういう観

点に立つて、実はあなたが申し上げ

たことは、私も一政府次官として妥

当な立場として主張し、そうして大蔵

省などと何回かいふん議論をしたわ

けであります。その経過を先ほど申

上げたわけでありまして、言うまでも

なく、やはり単に六割の給付と言いま

しても、収入の低い人はほんのわず

か、生活できぬような給付額になつて

しまひますので、この面も何とかし

なければならぬわけでありまして、全

般的にやはりこれだけ剰余金が出て

くれれば、もっとその面でもこれを先

進図に

あります通りに高めていくということ

も考えなければなりません。私はさ

らに進んで、第二段の職業の確保の

裏づけになるべき労働者諸君の技能水

準

の向上あるいはまた、職業訓練で十分

これを行なへば、また、受け入れ側

でも非常に成果を期待もいたして

おりますし、そういう方面に積極的に

を投じていくという考え方を申し述

べたわけでございます。けれども、微

力

で、われわれが考えておる通り、労働

省が考えております通りに進ま

なかつた、ただどうも、いろいろ御

意見を願つて、先ほど申し上げました三

点

だけは確かに前進したと考へており

ます。基本的にはそう考へざる

を得ない。大蔵当局と折衝いたしま

した際に、藤田委員も多分あとで

聞きたると思ひますが、一体保険

の保険基金を一体どこまで積み

たかせるのかという問題すら実は

詰めて話した。ただ、これが幾ら

幾らまで積みあふんだというこ

とは結論が出ておりませんけれども、

まだ

だ不安だという考え方を政府の一部

は捨て切つておりません。にもか

かわらず、われわれの方としては多

少ずつでも前進していきたい、そ

ういふ目的を達成いたしますために、

この保

險の剰余というものがこれほど、

積立金が今まではどうあつても

百億に近

いものが出ていくものは、も

っと有効に使わなければなら

ないという考へ方

を持つておるわけであり

ます。

○委員長(加藤武徳君) 速記を落

として。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起

こし

て。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起

こし

て。

暫時休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時五十三分開会

第七部

社会労働委員会会議録第十五号

昭和三十五年三月二十二日

【参議院】

○委員長(加藤武徳君) それでは午前中に引き続いて会議を開きます。

○藤田藤太郎君 午前中の質疑、途中で切れたわけですが、日本の社会保険制度として、年金や、医療制度または失業の救済、こういう格好で保険制度として出発しているわけですが、先ほど局長にも、次官にもお尋ねしたのでありますが、相互扶助的な保険制度の現状について努力をするというこの御返事があつたのですけれども、保険制度そのものを、そういう相互扶助の保険制度として進めていかれるのか、それとも社会保険としての、たとえば国の施策として、将来いろいろあるでしょうけれども、もつと考える根本をなしているものは、たとえば社会保険の問題の根本をなすものは、今日の事態から見ても、何といつても、私は、一つの面では富の再配分です。そういうものに理由をつけながら、結局は国の経済的な繁栄という道を、生産力に応じて行なわれて、それでカバーしているというのが各国の状況だと私は思うのです。だから単に扶助的な保険制度としてのみにこれを限っていくということじゃ少し物足りないんじゃないかと私は思うのです。だから、その点も少し基本的な考え方を重ねて一つお尋ねをしたいと思うのです。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまお尋ねの点につきまして、これはいろいろ見解がございまして、うけれども、私どもは、もとより被保険者が保険料を納める、それを一つの柱にして、保険経済を営んでいくという面はありますけれども、やはりこれは日本の経済発展の過程において、その間に生ずる失業者の生活を保障していく、それをもつて日本の経済が均衡ある発展を將來遂げていくように、各制度が相対してその一助になるという考え方で検討すべき問題であると思ひます。従いまして、単なる相互扶助というもののにとどまらず、やはり社会政策的な観点から社会保険全体を再検討し、また、その一環として失業保険制度も考慮する、このような基本的考え方でも進めべきである、このように考えております。

○藤田藤太郎君 そうすると、またもとに戻るんだが、どうもそういう根本的な考え方があつたならば、またなぞこういう結果が出てきたかということを開かざるを得ないんだが、これは一つ繰り返しませんか、齋藤さん、一つどうですか、その点。

○衆議院議員(齋藤邦吉君) 堀局長が申された通りだと私も考えております。

○藤田藤太郎君 そうすると、衆議院で修正をして、医療給付の面を深めてゆこうという気持が動いたこと、そのことについては私は敬意を表しますけれども、今のようなお考えのもとでこの問題を見るときには、衆議院の中でこういうことになつて、ここに提案されたというときには、少し齋藤さんとしては心苦しいところがあるんじゃないかというふうな気がするんですけれども、そこらの心境を一つ聞かしていただきたいと思います。

○衆議院議員(齋藤邦吉君) 藤田委員の最初の御質問にお答え申し上げましたように、三分の一、四分の一という問題については先ほどから私がお答え申し上げましたように、私個人としては好ましい姿ではない、こういうふうな現在でも考えております。ただ、昨年度昭和三十四年度の予算を政府が編成するにあたりまして、国民健康保険法の全面改正をやつて、三十五年度末に国民皆保険をやろう、それから国民年金というほうに日本社会保険史上において画期的なところがあるべき国民年金を実施しよう、こうなつて参りますと、やはり国の財政から見ても相当支出がふえる、そういうことであるから、やはり財政的な面の調整をはかるうちはないか、こういう政府からの御話しがあつた。そこでまあ私も好ましいとは思ひませんが、たゞこれだけの財源の立場上やはりやむを得ないだろう、こういうことで賛同をいたしておつたわけでございます。率直に申します、やむを得ず賛同をいたしたわけでございます。ところで、その後、衆議院における国会の審議の状況等にもらみ合わせまして、さらにまた、その後の社会情勢の変化、雇用情勢の変化等にもらみ合わせて、やはり三分の一を四分の一にするということだけ、さらにまた、日雇いの待期を一日ふやすというだけでこの法案を通すというところは、諸般の情勢からいって、まあよろかというところをわが党も良識的に考えまして、先ほど来、藤田委員が御座になりましたように、いろいろ余裕がある際には、それでは、もちろん、この点はいろいろ御意見の差はあると思ひますが、多少なりとも給付内容の改善をはかると、こういうふうな

いくべきではなからうかと、こういうことで実はいろいろ議員提案というところになつた次第でございます。おそれなく藤田委員も十分その間の事情は御承知かと思ひますが、私も、やむを得ず国の財政上賛同いたしましたけれども、やはり良識的に給付内容の改善というところになつた次第であること、御了承願ひたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 まあその議論は繰り返しませんけれども、私が残念に思うのは、まあ保険経済自身から見ても、黒字の問題も一つの問題ですけれども、今日の経済動向の面から見ても、労働行政としてはもう今踏み切らざるに最善のときだと私は思つてゐるから、なおこの問題が起きてくると私は思ふのです。

そこで私はお聞きしたいのですが、外国の保険制度というものはどういふ工合に動いてゐるのか。国によつてこれだけということではなしに、総合的な要素の国もありまして、そこらの一つ推移をお聞かせを願ひたいと思ふのです。

○政府委員(堀秀夫君) 諸外国の失業保険制度は、ただいま御指摘になりましたように、それぞれ国情、沿革等によつていろいろ相違はございまして、中には非常に進んだ国もございするし、それから中にはまだ不十分な面もあるわけでございます。そこで、大体のところを申し上げたいと思ひますが、御承知のように、ILOの社会保険の最低基準に関する条約のうち、失業に関する給付の規定がございまして、これは給付期間を賃金の四五%以上、それから給付期間は十三週以上と

いうようなことでございまして、それから個々のいろいろな国がございまして、たとえばアメリカでは、給付額は五〇%ないし六〇%、給付期間は六週から二十六週までの範囲内でそれぞれ州で定めるといふような制度になつております。それからカナダでは、これは週給十五ドル未満六ドル以上、大体四〇%、給付期間は三十六週、ただし、提出期間が七十二週より少ないときは、提出期間の二分の一を限度とする、こういうような制度になつております。それからオランダは、給付額七〇%、給付期間は七十八日分、ノルウェーは、三二%から約四五%、これは十五週、スウェーデンは、賃金日額一〇%、右以上になりなつた場合には、十フランをこえるごとに六〇%から一%減じた率というふうな給付額になつておりますが、給付期間は九十日分。それからまたいろいろございしますが、たとえば、最も進んでおる例といたしましては、御承知だと思ひますが、たとえばニュージーランドの場合、これは世界で最も進んだ制度であると考えておりますが、給付額は一週当たり四ポンド十シリングの手当を支給する。それから二十才未満で被扶養者のない者には三ポンドというふうな、具体的な金額で定めることになつております。それから給付期間は再就職まで無期限ということになつております。これがおそらく世界では一番進んでおる例ではないか。このように、いろいろ各国によりまして、その国情、沿革等によりまして、非常に進んでおる国もございするし、また、ただいま申

し上げた中でお気づきだと思いますが、なかなかそこまで達していない国もある。日本の場合でも御承知のように、賃金の六〇％が給付額でありまして、給付期間は雇用期間に応じ九十日、百八十日、二百十日、二百七十日という四段階になっておることは御承知の通りでございます。

○藤田藤太郎君　そこで、一定の給付の基準があるわけですが、たとえ、今はもうヨーロッパの国々をとつてみても、景気、不景気というよりな、変動という、影響というのとはほとんどないと思うのです。日本のような、こういう二重構造、二重就労というような格好のこういうものがなしに、むしろ、社会保障制度が進んで、そういう調整が行なわれておるから、ほとんど私はないと思うのですけれども、失業が多量に出る、こういう場合にコントロールをする規定というのを保持しておるのどこですか。失業が多量に出た場合に調整をする、たとえば支給内容をふやすとか、そういう格好の規定を保持しておるのどこですか。

○政府委員(堀秀夫君)　たとえばスイス等におきましては、失業情勢が悪いような場合には、政府の定めるところによりまして、一定の基準をさらに若干延長するというような調節措置を講じておる例がございます。

○藤田藤太郎君　また、アメリカの例を出して恐縮ですが、労働行政というものは、失業の者だけの保険経済の中における小さいワタの操作というものであつてはならぬと私は思うのです。だからこそ、アメリカは五十七年ですか、二十六週を二十九週にする、大

統領が命令してそれを実行したという例なんです。私は、あのときに労働大臣にやかましく言つたのだけれども、一昨年言つたのだけれども、言つた答えが、こういう答えになつてきたわけなんです。保険金ができてきた、失業者が、積み立てがふえてきた、失業者が非常にたくさん出ている。だから、何とかこれを、失業給付の内容を、基金があるのだから、積立金があるのだから改善をしなければならぬじゃないかということを言つた答えが、こういう格好になつてきたわけなんです。だから、私は、労働省として、このようなものを見るに、もっと日本の経済政策の中で、日本の政策、計画を立てる中で、労働省というものは遠慮しがちとい

いますか、何か積極的な気分が労働行政をやつておられるということが、どうも納得いかないのです。だから、そういう格好で、なぜ、こういう形が一番いい条件のときに出てくるかといふことは、どうも大臣がおいでにならないので、私は、あまり深く触れたいけれども、なかなか来ないというから、私はお聞きするわけですから、どうか次官か局長か、一つ所信をお願いしたいと思ふんです。

○政府委員(堀秀夫君)　ただいま藤田委員の御指摘のように、失業保険制度の内容も、そのときの情勢をにらみ合わせて、これをさらに進歩発展させる方向へ持つていくべきである、このお説につきましては、私も同感でございます。そのような基本的考え方の上に立ちまして、今後行政をやつて参りたいという気分は持つておるわけでございます。ただ、本年度においてどうであるかという問題でございます

が、これは先ほど来申し上げておるするように、本年度は、国民年金制度の創設であるとか、国民皆保険の実施であるとか、このようなことにかんがみまして、費用負担の調整をまずやるべきではないか、このようない見地から、やむを得ざる改正としてこのようなことを考えたわけでございます。しかし、それならば給付内容はそのままで置きでよいかと申しますと、われわれはそれは考へておりません。やはりその情勢に応じて、実情に合つて、次第に進展、改善していくべきものであるという考え方は、基本的な考え方として持つております。そこで、今の法案におきましては、まあその政府原案によりましては、一つは給付面の改善があるわけでありまして、それから議員提案によりましては、それに三つつけ加わつておるわけであり

ます。これはまあとりあへずの措置といふことで考へたわけ、その意味でも、われわれの気持の一端はまあ御了解願はんじやないかと思ふわけでございます。それがこれでもう全部ストップして、失業保険の給付内容といふものはこれで固定化するものであるといふふうには、われわれ考へておりません。その点につきましては、第二段の問題として、社会保障全体の立場から、失業保険については、どのような給付内容について改正を加えるべきであるかという問題について、現に社会保障制度調査会にも諮問を申し上げておるところでございます。し、われわれもそれと並行して、これは誠意をもつて一つ今後検討を加えて参りたい、このように考へておる次第でございます。

○藤田藤太郎君　基本的な問題はまあ大臣が来てからお聞きするとしまして、たとえば、失業——今、日々失業者が出てくるわけですね。失業者の保険を支給される新規の人が出てくるわけですから、その中で、どういう工合になつていきますかね。たとえば、定年のような格好でおやめになる方も一部おいでになるでしょう。それから首を切られるということがあるわけですが、そこで、その失業された人が今度就職をされる。就職をされるときには、どういう工合になつておるときに就職するとか、そういう——その定年らしき人がパーセントぐらゐおつて、それから失業から就職への転換の工合ですね。そこあたり聞かして下さい。

○政府委員(堀秀夫君)　これは労働省におきまして、三十五年の三月に失業者の帰趨調査という調査を実施しておりますが、それにつきまして見ますと、全体を一〇〇といたしまして、そのうち、事業主の都合による解雇に基づくものが四七・五％でございます。次に、契約期間の完了による退職が五・七％でございます。それから本人の都合による退職、これが四六・二％、これはそのうちの相当部分は、給付制限を受けるという方があるわけですが、安定所に出頭された方につきまして調べますと、四六・二％が本人都合による退職ということになつております。それからその次に、定年による退職は四％ということになっております。大体さつぱりでございますが、退職の理由、事由別の分類

は、以上のようなことに相なつております。あと、どのくらいで就職するかというお尋ねでございましたが、ただいまちよつと資料を分類しておりますので、後ほどお答え申し上げます。

○藤田藤太郎君　それがどれくらいであつて就職するかという問題が、やはり非常に重要な影響を持つわけですね。というのは、この就職の動きも、経済の動きと関連なしとはいへないと思います。根本的にはしないと思ひますけれども、そういうウエートは今日の機械化の時代には、だんだんそのウエートは減つていつていくのじゃないかというふうには私は思ふのです。だから、失業という格好の人は、むしろ就職の機会がなしに、この不安定な、命をつなぐといひますかね、そういう就労状態に全部追いつてしまつていくのじゃないか。たとえば、就職の機会があつても、ほとんどの人が……そして就職というものは、新規卒生という、この機械化に応じて、そういう就職の率がふえていくのじゃないか、こういう工合に私は判断する。まあ御意見があつたら聞かしてほしいのですけれども……

で、そうすると、その失業した人は、むしろ停滞、固定するのですかね。失業状態が固定する。こういう格好で動いてくる。そうなつてくると、保険料の、この自後の生活を見るという概念が、見方が、たとえば摩滅失業という概念で失業保険を見る場合と、日本のような潜在失業、半失業、不安定な状態に追い込むという失業状態を失業保険でとらえる場合と、だいぶ私は考え方を変えなきゃならぬのじゃない

か。そういうところに、この今の、た  
とえば一つの問題として、給付をどの  
程度延長してやるのがいいのかという  
問題、それから生活の面から見て、低所  
得者に対するカバリーをどういう格好に  
したらいいのかという問題が、私はや  
はり保険の運営上の問題として出てく  
るのじゃないかと、こう思うのです。

だから、その問題が明確に——ほ  
とんどの人々が二、三カ月で就職する  
機会があるというなら、失業保険の  
給付延長などというふうなものを考え  
なくても、私は——まあ考えなくてと  
言ったら言い過ぎかも知れぬけれど  
も、そういう問題はあまり重要なポイ  
ントになってこないのではないかと。し  
かし、後段の面からいうと、私は重要  
な面としてこの問題をとらえなきゃい  
かぬのじゃないか、こう思っているわ  
けです。だから、基本的な状態という  
ものがわからないと、われわれとして  
も困る。ただ、私たちが趨勢として見  
ているのは、後段の失業した人は新し  
い就職の機会というものがなしに、む  
しろ固定した失業状態にはとどまる人  
が追いついていって、よしその中  
からは出ずる人があつたとしても、  
不安定な状態で雇用関係の中に追い込  
まれているという判断をしているわけ  
です。そこがとらえ方の問題の中心  
だと思ふのです。だから、単に修正や  
るとかやらぬとかいうことは、完全雇  
用の問題に關係してくるわけですが、  
どの程度被保険者が保険料にたえ  
得るかどうかということによって、そ  
のバランスを調整していくか、今の  
状態では経済の關係でいいますか、何  
れにせよそれが悪化してくれば、何  
といつても先ほど申されたように、社

会が保障していくという格好にそれを  
進めなきゃならぬというのが、私はポ  
イントだと思ふのです。だから一つ  
できたら聞かして下さい。

○政府委員(堀秀夫君) 同じ先ほど申  
し上げました調査によりまして、給  
付を開始いたしましたから大体九カ月  
後にもう一ぺん調査をしていただく、  
九カ月後におきまして大体五八・六  
％が就業をいたしております。四一  
％がまだ就業しておられない。こうい  
う状況が出ております。そこで、この原  
因についてはいろいろなことがござい  
ます。日本全体の労働市場がアン  
バランスでありまして、雇用の需給調  
整が円滑に行なわれないというよう  
な面もございまして、それから第二に  
は再就職するにあたりまして、基本的  
な技能を身につけておられないという  
ために再就職が非常にむずかしい、こ  
ういふ面もあらうと思ひます。それか  
ら何と申しまして再就職するにあたり  
ましては、いろいろの難関がかかるわけ  
でございます。たとえば同じ職場から違  
つた所にいきますれば、洋服とまでは  
いかぬまでも、ネクタイとワイシャツ  
くらいは買わなければ、その勤務も  
できないというふうな面もあります  
し、それからその他新しい職場を見つ  
けるにあたりまして、いろいろ電車賃  
もかかりまして、あちらこちらに  
行ったりして順んで歩くようなことも  
必要にならう、その難関がないために  
再就職もおくれる、こういふ面もあ  
らうと思ふのでございます。その他い  
ろんな原因が錯綜すると思ふのでござ  
います。そこでわれわれといたしまし  
ては、今度の議員提案の改正部分の  
うち、第一に失業保険を支給するに

つきましては、職業訓練中でありま  
すれば、大体一年間訓練をいたしま  
す。基礎的な技能は身につくと思ひ  
ます。それもその期間に失業保険を  
えんないということでは、せっかく職  
業訓練所に入らうと思ひまして長くは  
思ひますので、一年間は失業保険金  
を訓練所がらもらえらうというよう  
なことになります。それからさら  
に、早期就職いたします場合には、就  
職支度金というふうなものも難関と  
して差し上げることができるようにな  
っておりますので、これで全部改善さ  
れるとはとより申しませんけれども、  
まあ失業保険を受給している方々が割  
合再就職しやすくなるという効果はあ  
ると思ひます。かようなことと相待ち  
まして、私どもの方といたしましては  
全国的な職業安定組織を積極的に動か  
しまして、今までのやり方と比べて  
ことごとく、ある場合においては広域職  
業紹介というふうな労働需給調整を円  
滑にするための措置、これも活発化し  
て参りたい。まだそれでも足りない  
ところがあつたとしても、それ以上の分  
はさらに検討するといつたしまして、さ  
しあたり今のようない、三点を実施し  
たしましただけでも、再就職の促進に  
は相当寄与することができるとはな  
いか、このように考えております。

○藤田藤太郎君 職業訓練をやつて、  
そうして再就職の機会を作る、これは  
まことにけっこうだと思ひます。こ  
れから、それはけっこうだから、その  
点のここに出てくる問題はかりじやな  
しに、職業訓練所ですけれども、今年  
は五億七千万円ですか、そういうの  
をお入

れになるそうだけれども、これだけの  
潜在失業者が多いときに、とてもそれ  
じゃ追いつかないという感じを私は持  
つわけですから。それで問題は、それは  
やつてもらわなければならぬが、五  
八・六％の就職された者の内容です  
ね。内容はいろいろ条件のもとに就職  
しているか、これは九カ月後というけ  
れども、大体何カ月目ぐらいに何パー  
セント就職したかということがわかり  
ませんか。

○政府委員(堀秀夫君) そのまでの調  
査は、残念ながらまだしておりませ  
ん。

○藤田藤太郎君 ところが私は労働行政  
をつかさどる労働省としては怠慢し  
くたど私は思ふ。延長はいかぬ、給付  
の内容改善もなされない。今お話しに  
なりました訓練中の手当その他は衆議  
院においての問題なんです。それでい  
てそういう調査は、把握は一つもせ  
ぬ。五八・六％だけは就職した、あと  
の四一・四％という人は就職をしてい  
ない。九カ月後においてその状態なん  
です。その五八・六％というのは、先  
ほど申し上げましたように、今日の  
就労の状態を見れば、社外工とか臨時  
工というふうな格好で非常に不安定な  
ところへ全部追いつ込まれて、こう  
いうふうな私は今の現状ではなから  
うかと思ふのです。だから、私はそう  
いふ基礎調査をして、失業者がどうい  
う状態になつて、失業者がどうい  
う状態になつて、そうして対策をお立  
てにならないうことが私はこのこ  
へ根本的な問題として出てくると思  
ふので、単に失業の問題なら労働力化率  
の調査、あの数字だけを見ておればい  
いということであつては私はいけな

と思ひます。私は労働省はそういう調  
査は率先してやつて実態を把握してや  
るべきじゃないか。まだまだ家内労働  
とかいろいろありますけれども、これ  
は私はやめさせたいけれども、その  
状態はただ一つの面を……、大蔵省が社  
会保障の面からしんぼうせいといえ  
ば、相当がんばられたというお話を聞  
いて、その点は敬意を表しますけれ  
ども、結果的にはこういふことになつ  
ています。内容はやっぱり衆議院の修正  
のければ、待期間の一日分だけで終  
わつていくというふうな法案を出し  
になるわけですから、実問題として。

だから、私はそこをうまく説明をされ  
ても、なかなか私はむずかしい問題だ  
と理解ができないのじゃないかと思  
ふのです。

そこで、いろいろたくさんあります  
けれども、もう一、二点聞いておきた  
いのですが、この日雇いの失業保険の  
問題に入りますが、今度二十八円上  
がつて三百三十四円になつて、二  
百三十四円が平均なんです。で、失  
業保険の面から見ると、二  
百円の百四十円。そうしますと、だ  
からは生活が上がるという建前で、こ  
れに二十八円お上りになったんだが、  
失業保険の面もこれを百四十円と、二  
百円で固定していかれるわけですか。  
○政府委員(堀秀夫君) 失業対策事業  
労働者の賃金が全国平均にいたしまし  
て、ただいま言われましたように、二  
十八円アップするということになりま  
す。そこでこの給付額についてどのよ  
うに考えるかということもございま  
す。失対の労働者の失業保険につきま  
しては、これは一般の被保険者と異な  
りまして、大体定額的な考え方をとつ

ております。これはその性質上どうしても、事務的に考えまして、そのようにする以外に道はないだろうというところで、なっておるわけでありまして。そこで、現在の場合には、二百八十円というものを境にいたしまして、二百八十円以上の方は二百円、それ未満の方は百四十円、こういうことになっておるわけでございます。その定額表にしてあります関係で、給付率が非常に有利になる方もございまして、不利になる方もある、大体二百円をかりに六割として逆算いたしますと、三百三十何円くらいがそれに該当すると思うのでございまして。そこで、二百八十円、二百九十円、三百円というところの方は率がよくなる、それからそれ以上には高い、三百三十円以上には高いよりな方は率が悪くなる、こういうよりな面がございまして、それから下の面についても同様のことが言えるわけでありまして。ただ、全体として考えますと、全体の賃金が平均して二十八円アップになりますので、この際何かこういふ面について調整をする必要があるのではないかと、このような考え方も出てくるわけでありまして。そしてわれわれとしては、この点について検討をいたしたいと考えてございまして、問題は、いろいろな見方が出てくる、たとえば給付金額を引き上げるならば、保険料も引き上げたらどうか、これはわれわれが今そういう結論を持っておるわけではございませんで、これはそういう考え方もあるというのを申し上げる程度でございまして、そういうような議論も出てくる場合がある、それに対してどのように考えていったらいいか、それから全体のバランスとして、

ては、今の程度に上の方はしておいても、下の方の最低生活を保障するという意味で、ある程度のその下のささやの意味で、最低額をきめたらどうかというような問題も考えられるわけでありまして。そうしますと、今度は日雇いだけではない、一般の被保険者の分につきましても、同じようにやはり最低額というものを規制したらどうか、このような考え方も出てくる。それからあるいは労災保険等について見まして、平均賃金の非常に低いようなものについてただ六割というよりなものでいかどうか、こういうよりな問題もからみ合わさつてくる、これらの点を彼此勘案いたしまして、われわれとしては、早急に一つ結論を得るようには検討に着手したいと考えておるのであります。今直ちにそういう点を抜きにいたしまして、この金額の面だけ変えるというわけにも参りませんので、これにつきましても、われわれとしてなるべくすみやかに検討に着手して、成案を得るようには努力したいと考えております。

て、せめて八割くらいの失業保険を出すようにして生活を守つてやたらどうか、守つてあげたらどうかという議論が今あるところなんです。それはそれの方であるけれども、今度の日雇いの面は、これは今検討するとおっしゃいましたから、検討はぜひしていただかなければいけませんけれども、たとえば八割にしたら二百七十五円というよりなところになるわけです。いづろまでこれを検討して実施するかというのを、これは一つ聞かしていただきたいと思うのです。このままではどうにもならぬ。

○政府委員(堀秀夫君) この問題につきましては、われわれも早急に検討に着手したいと考えてございまして、そこで、検討する場合には、いろいろ問題点は、先ほども一、二の例をあげまして申し上げたわけではございますが、いろいろ他の制度との関連も出て参ります。そこでこの点についてはわれわれとしてなるべくすみやかに成案を得るようには、社会保険制度調査会その他適當なる機関にお諮りをいたしまして、その御意見を聞いた上で、なるべくすみやかに成案を得たいと考えてございまして。

それでは二年もこれ待つということですか。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、やはりその給付内容の改善について早急に実施を要する問題と、まあ非常に広範囲にわたるので、少し時目がかかるというよりな問題と、おのずから分かれると思ひます。われわれといたしましては、こういう問題はやはり非常な緊要な問題にからむ問題でございまして、別に三年以内に審議してもらいたいというよりなものは毛頭ございせん。緊急を要する問題として、他の緊急を要しない——と言つては語弊がありますが、検討を要する問題とまた切り離しまして、なるべくすみやかに成案を得るようには努力したいと考えてございまして。

○藤田藤太郎君 そすると、緊急に成案を得たいというものの考え方は、二、三カ月のうちに結論をきめて実施する、こう理解してもいいですか。

○政府委員(堀秀夫君) なるべくすみやかに成案を得るようには努力いたします。

○藤田藤太郎君 どうもすみやかとか、早い機会とかいうよりなことがよく出てくるわけなんですが、この問題は、すみやかとか早い機会とかいうよりな表現で、私は逃げるべきものではない。大臣がおいでにならないので、あなたは大団円じゃないから、返事ができないのかもしれないけれども、至急にこれはやらなければ、理屈に合わないじゃないですか。どうですか、次官。

○政府委員(赤澤正道君) 御指摘の通りでして、実は真剣に討議はしておるわけでございます。この間も衆議院で滝井君の質問があつて、一体百四十円

で一日飯を食えるか。あんな食べる自信があつたら三日間小づかいやるからやつてみたらどうかとまで、実は極言されて、それはおじいさんと若い者と食べる量も違ふかもわかりませんが、百四十円で食えといへば食える方法もないこともないかもわからぬけれども、それは冗談で、やはりこういう生活できないという状態にいつまでも持ておくというよりは、お互い許されないうことです。今藤田さんから、三年もかかるのか、三、四カ月うちに結論は出せないのかと追ひ詰られたわけですが、大臣はどう言うか知りませんが、これはこういたしますということは申し上げられません。何も社会保険制度調査会にからませて、単に引き延ばししようという気持ちでおるのではないというのを一つお認め願いたいと思ひます。ただあまりこういふ問題、さつきの失業保険の問題も同じですけれども、やつてみますとすぐ生活保護法との給付のバランスがどうなるのか、保険の内容のバランスがどうなるのか、ということがあちこちから出てくるので、私たちの知識の不足の点もありませんので、事務局から聞くところなどと思ひます。どうかあるわけですが、そういうことで放置することもある許されませんので、目下そういう面につきましても、極力進めておりますので御了承を願ひたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 まあお持ただけをもちて理解いたします。だから、至急におやりになるということとでそう期待しておきます。

それで、もう一つは、やはり失業保険の問題で、今はどんぶり勘定です

ね、失業保険は。今度の三分の一、四分の一の問題が出てきて別個で清算して云々というところが出てきているわけですね。よく高い所得の再配分の面を、私の考え方は今のような生産の独占化という形の中から大きくは税金によって再配分をして社会保障、貧困救済というところに行くのが建前だと思ふけれども、よく保険料の問題にまでそういう議論がちょくちょく入るわけですね。それでそういうことでは私は困ると思つてゐるのです。根本的には保険の保険料の操作で富の再配分というやうなものの方では一つこれは捨ててもらいたいと思ふのです、根本的に。だから、経済全体の問題として、私は低所得者の生活を守つていくというところに基本を置いてもらつてこのやうな問題を考へていただきたい、こういう工合に思ひます。その面からいつて、これはやはりどふり勘定です、ね、全体の失業保険の中の会計の中の問題なんです。そういう意味ではこの保険の内容を見ればこれが再配分の一つの方法なんだということになるかと私は思ふのですが、だから、そういう面は先ほどの低所得者——雇用労働者の低所得者八割の面と、今おつしやつた日雇労働者の失業保険との面の問題はそういう一つ気持で至急にやつていただきたい、お願いいたします。だから三分の一、四分の一が、私の気持ちをあなたの方へついでおられ、理解しておられる面から言へば、それもまたひつかかつてくるわけなんだが、そこで、待期間というのがありますね、待期間と云うのがね。これは一日ずつ削減されたわけですが、これは一日ずつ出費が三億円ほどになったというこ

とですけれども、どうですかね、恒常的に雇用関係があつて、失業された方と違つて日雇いという方々は政府が一・五日保証するといったところで、いまだに府県において十七、八日、よりやく十七、八日まで上がつてきたところもありまふけれども、二十五日くらいのもともあります。ありますけれども、やはり民間就労との関係で非常に仕事がなくあふれが多いというやうなところがあるわけなんです、これは。だから、そういうところでやはり失業保険というものは、この待期間を四日、今度では三日が四日になりましたけれども、そこで待期間を置く必要がどういふことであつたのかといふ私は疑問を持つてゐるわけですが、ね。その保険経済の中から出費が云々といふならばその分だけ国庫が持つてはいんだし、これを生活保護法の中に貢獻を、労働力を提供してもらひながらやはり守つていくかといふことになれば、やはり労働の中で生きて、社会に労働力が提供されて貢獻しているという形が一番好ましい問題なんだから、そういう方々に待期間を置くんだから、あるだろうけれども、そこらあたりはどういふ考へ方なんだか、もう一度聞かしていただきたい。

一思ひに減らすかあるいは撤廃したらどうか、こういう御意見になるわけですが、結局この現在の日雇保険の立て方というものが、まあ一応前二カ月の実績を見まして、それによつてその月々の間に失業保険金を支給する、こういう立て方になつておりました、いろいろ技術的にめんどろな面があるわけですが、私は、これはもう根本的にいろいろな考へ方が成り立つと思ひます。単に失業保険だけの問題でなしに、現在の失対事業の基本的あり方につきましても、先日もこの委員会御質問に答えて大臣からお答えしたわけですが、やはり根本的に検討を要する問題もあると思ひます。そういう問題ともからみ合せて、どのようなあり方が適當であるかといふことについては基本的な研究してみたいと思ひます。ただ、現状のままでから申し上げると、まあ先ほどお話をありましたように、一日短縮といふことにつきましても表にすぐ現われてくるであらうと思はれるものが三億圓といふものになつて出てくるわけでありまふ。実はそればかりでなしに、やつてみましても実績を見ても、今度で隠れておりましたものが相当出てくるというやうな面もあるいは出てくるのではないかと、これはまあ實際問題として実績を見ても、それとわ

立たないやうに非常な赤字になるというやうなことになるやうな問題、これは保険として一つの大きな問題点が出て参ると思ひます。そこで、われわれといたしましては、とにかく今の待期間は長過ぎる、こういう御議論はあるやうでございますから、とりあえず一日短縮、これをやりまして、その実績を見ながら、また失対事業全般の基本的な検討も考へなければなりませんし、また、この実績を見ながらこの日雇いの失業保険のあり方についても基本的検討を加へなければならぬ。とりあえず一日短縮といふことはいいことだから、やつてみて、その実績を見た上でさらに必要に応じて検討を加えて参りたい考へでございます。

○藤田藤太郎君 問題は日雇労働者二十五日稼働なら稼働といふものが保証できるように、せめて二十四日の稼働というものは保証でき、あとは休日という格好で保証できるようにすれば、労働行政の指導でそういうことになつてくると、失対労働者だけですから、この失業保険の問題もその問題に大きくはならないと思ふのです。ただ、今言われたように、三日だけれども、やつてみなければ実績はわからぬと言はれるけれども、まあ、天下をひっくり返すやうな大きな額になるわけじゃない、まさか五億も六億にもなつて三億にちよつぱりふえるくらいのもので三億なんです、財政の面から言つては、まあ、一応一般と日雇いはどふり勘定になつてはおりますが、やはり一応日雇いの面と一般の面とで、まあ、その日雇い等について計算いたしました場合に、もう保険収支が成り

ができる問題だ。だから私は、そういう点はその保険経済からそれを出すというのはいかなんたら、その面だけ国が保証するといふ手も私はあると思ふのです、思想的には。そういうやはり処置から言つても待期間の問題というものは、私は必要がないのではないかと。必要がないといふ言い方はともかくとして、日雇労働者にちよつと酷ではないかという考へ方を言つてゐるわけですね。だから、その点は一つ十分に先ほどの問題とあわせて緊急に処置をしてもらふ問題ではないのですか、どうですか、それは。

○政府委員(堀秀夫君) 今後の推移を見て、早急にわれわれとしては検討いたしたい考へでございます。

○藤田藤太郎君 ところで、これは今までのいろいろな問題について質疑をして参りましたけれども、今はまあ日雇いの問題ですけれども、その失業保険の今度の改正といふものをまあ政府は予算の面から出してきておられるわけなんです、現在の推定でも百二十億も赤字があるわけですね。赤字になつたらやはり赤字になりつこないわけですね。そういうことが、昨年は九十四億、今年は百二十億、これだけ失業保険に赤字を準備金に見越して、そしておやりになつて、まあ日本の経済の動きをどういふ工合に期待されているのか。だが考へたつて今の庶民、勤労国民にはあまり今日の景気の潤いはありませんけれども、しかし、いすれにいたしましても、日本経済が成長していくという姿だけは、国民の一人として希望しない者はない。そういう格好でいく限りにおいては赤字になりつこはない。三

十八年までに赤字になりつこはならないという推定です。しかし、もう一つの面から見て、日本の経済のもう一つの面から見て、三十二年、三年にまたような経済というものが、今のようなり方から経済政策をやっている限りは、私は一つの面から心配してゐるわけですが、だから、その考え方をどこに置いておられるのか、日本の経済の推移というものを、それを一つ次官から伺いたい、局長からでもけっこうです。

○政府委員(堀秀夫君) ここ数年米の状況につきましては先ほど御説明申し上げましたが、昭和二十九年年度において赤字が生じたという以外は、おおむね順調に進んでおります。まあそれは先の問題になりますので、まあそれを見なければわかりませんけれども、私は今の経済基調に大きな変化――よほど大きな変化がない限りは、おおむね順調に今後進むのではないかと。失業保険は現在はおおむね順調に推移するのではないかと、このように考えております。この法案によりましては、この三年間の実績を見まして、収支の状況を見まして、それと今度はもう一方の検討問題として、先ほどからいろいろお話をありました、まだそのほかに関係者からいろいろ要望も出ておりますが、保険給付についてどのようなあり方をとるべきかという問題とからみ合わせまして、それを彼此勘案いたしましてどのような形が失業保険経済として長期的に適當であるか、給付の面、費用負担の面についても、その三年間の実績とそれから関係方面の御意見を十分伺った上での給付の調整、この面から一つからみ合わせてみます。

て、それによつて今度失業保険というのは長期的にどのような形でいくべきか、こういうような結論を得まして、その結果を三十八年三月までにおそらくも成立するといふような措置を講じて参る。ただし、その間におきましては、先ほどお話がありましたような緊急措置を要する面については、三年待つということではなしに、できるだけ早く、成案を得次第、成案を得ますればこの改正は行ないたいと考えてございまして、基本的、長期的な問題といたしましては、今のような三年間の長期検討を行ないまして、それによつて失業保険制度というものが落ちついて発展できるというような成案を得るよう措置したいと考えてございまして。

○藤田藤太郎君 三十四年度の実績を見通しといふものは、政府が発表しているのだけれども昨年九十四億だったといふのが、六百六億といふのはいつ現在の問題か知りませんが、三十五年度の積立金がどれだけふえるか、見通しですね。

○政府委員(堀秀夫君) 大体七百数十億くらいになるであろう、このように考えております。

○藤田藤太郎君 三十五年の三月末……

○政府委員(堀秀夫君) その通りでございます。これは清算してみまさんとわかりませんけれども、大体七百数十億になるであろうと思うわけでござい

ます。

で、こゝろいう法案を出してくるといふのは實際問題がある、これはどうも私はそういう思想に感心するのだ。こゝろいう法案が出てくるといふ考え方に、驚いてゐるわけですが、きょうはもうやめま

すけれども、聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかりじゃなく、聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

ばかりじゃない。聞けば聞くほどこの法案は納得がいかな。これはもう私ばかり

は、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

改正する法律案(衆)

一、失業保険法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

一、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(衆)

の日までの間」と読み替へるものとす。

(給付日数の延長に関する特別措置)

第二十条の四 労働大臣は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第十九条の二に規定する職業紹介活動(以下この条において「職業紹介活動」といふ)をするを命じた場合において、当該職業紹介活動の命令に係る地域について、政令の定める基準に照らして必要があるとき、その指定する期間内に限り、公共職業安定所が当該地域に係る当該職業紹介活動により職業のある者を受け入れることが適当であると認定する受給資格者について、政令の定める日数を限度として、第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数(以下この章において「所定給付日数」といふ)を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞きなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が当該職業紹介活動により職業のある者を受け入れることが適当であるとき、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定

められた日数(以下この章において「所定給付日数」といふ)を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞きなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が当該職業紹介活動により職業のある者を受け入れることが適当であるとき、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定

められた日数(以下この章において「所定給付日数」といふ)を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞きなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が当該職業紹介活動により職業のある者を受け入れることが適当であるとき、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定

められた日数(以下この章において「所定給付日数」といふ)を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞きなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が当該職業紹介活動により職業のある者を受け入れることが適当であるとき、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定

めた基準によらなければならない。

第二十條の五 前条第一項の規定による措置に基き所定給付日数を超えて失業保険金の支給を受けている者が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した公共職業訓練を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後失業保険金を支給しない。但し、その者がその拒んだ日以後あらたに第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合は、この限りでない。

公共職業安定所は、前項本文に規定する者について、同項に規定する正当な事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十條の六 第二十條の四第一項の規定による措置が決定された場合において、その決定があつた日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した者であつて、その移転について特別の事由がないと認められるものには、所定給付日数を超えては失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、前項に規定する者の当該移転について特別の事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十一条第一項中「受給資格者が」を「受給資格者（第二十條の五第一項本文に規定する者を除く。）が」に改め、同項第四号中「昭和二十二年法律第四十一号」を削る。

第二十六條の次に次の一条を加える。

（就職支度金）

第二十六條の二 受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用（以下就職支度金という。）を支給することができる。但し、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十條の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基き失業保険金を支給することができない日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。）から当該受給資格に基き既に失業保険金を支給した日数を差し引いた日数（その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）をいう。以下この条において同じ。）が当該受給資格に基き所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、左に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日

における支給残日数が当該受給資格に基き所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金の五十日分に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基き所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金の三十日分に相当する額

就職支度金の支給があつたときは、この法律の規定（第二十三條、第二十三條の二及び第四十七條第一項の規定を除く。）の適用については、当該就職支度金の額を失業保険金の日額で除して得た日数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

就職支度金の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを定める。

第二十三條及び第二十三條の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。

第二十八條第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項を」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

国庫は、毎会計年度において、支給した保険給付総額の四分の三に相当する額が徴収した保険料総額を超える場合には、当該超過額について、前項の規定による国庫の負担額を加えて

改め、同条第六項を削る。

第三十八條の十一第三項中「第三十條第四項」を「第三十條第三項」に改める。

第三十八條の十五第二項中「千分の十六」を「千分の十四」に改める。

第三十八條の二十七第四項中「第二十七條第三項を」を「第二十六條の二第五項及び第二十七條第三項」に改める。

第四十七條第一項中「及び第二十七條」を「就職支度金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十七條」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第二条（職業安定法の一部を次のように改正する。

第十九條の二を第十九條の三とし、第十九條の次に次の一条を加える。

（広域職業紹介）

第十九條の二 労働大臣は、多数の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認める場合には、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に關する計画を作成し、関係都道府県知事又は公共職業安定所長に対し、当該計画に基いて広範囲の地域にわたり職業紹介活動を行うことを命ずることができる。

第三十八條の五第一項中「第二十條の二」を「第二十條の六」に、「第二十四條」を「第二十四條、第二十六條の二」に改める。

第三十八條の九第五項中「六日」を「五日」に、「四日」を「三日」に

附則

1 この法律は、公布の日から起算

して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、失業保険法第二十八條の改正規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。（失業保険法の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律による改正後の失業保険法（以下「新法」という。）第二十条の三の規定は、この法律の施行の際、現に、この法律の施行前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている受給資格者についても適用する。

3 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る失業保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

4 日雇労働被保険者に係るこの法律の施行の日前の日分の保険料について新法第十七條の二の賃金日額を算定する場合における算定方法については、なお従前の例による。

5 新法第二十八條第一項及び第二項及び第二十八條の二に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法並びに新法第三十條第一項に定める保険料率は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

6 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）第三條の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をすることを命じた場合には、新

法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣がこの法律による改正後の職業安定法第十九條の二に規定する職業紹介活動をすることを命じたものとみなす。

厚生年金保険法の一部を改正する法律  
厚生年金保険法（昭和二十九法律第十五号）の二部を次のように改正する。  
第二十条の表を次のように改める。

| 標準報酬 | 標準報酬月額  | 報 酬 月 額                |
|------|---------|------------------------|
| 第一級  | 三、〇〇〇円  | 三、五〇〇円未満               |
| 第二級  | 四、〇〇〇円  | 三、五〇〇円以上<br>四、五〇〇円未満   |
| 第三級  | 五、〇〇〇円  | 四、五〇〇円以上<br>五、五〇〇円未満   |
| 第四級  | 六、〇〇〇円  | 五、五〇〇円以上<br>六、五〇〇円未満   |
| 第五級  | 七、〇〇〇円  | 六、五〇〇円以上<br>七、五〇〇円未満   |
| 第六級  | 八、〇〇〇円  | 七、五〇〇円以上<br>八、五〇〇円未満   |
| 第七級  | 九、〇〇〇円  | 八、五〇〇円以上<br>九、五〇〇円未満   |
| 第八級  | 一〇、〇〇〇円 | 九、五〇〇円以上<br>一〇、〇〇〇円未満  |
| 第九級  | 一一、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円以上<br>一一、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級 | 一二、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円以上<br>一二、〇〇〇円未満 |
| 第一級  | 一六、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円以上<br>一七、〇〇〇円未満 |
| 第二級  | 一八、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円以上<br>一九、〇〇〇円未満 |
| 第三級  | 二〇、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円以上<br>二一、〇〇〇円未満 |
| 第四級  | 二二、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円以上<br>二三、〇〇〇円未満 |
| 第五級  | 二四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円以上<br>二五、〇〇〇円未満 |
| 第六級  | 二六、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円以上<br>二七、〇〇〇円未満 |
| 第七級  | 二八、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円以上<br>二九、〇〇〇円未満 |
| 第八級  | 三〇、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円以上<br>三一、〇〇〇円未満 |
| 第九級  | 三三、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円以上<br>三四、五〇〇円未満 |
| 第二〇級 | 三六、〇〇〇円 | 三四、五〇〇円以上              |

第二十八條中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。  
第二十九條第一項中「前條の規定による記録をした後、」を削り、同條第四項中「記録した事項」を「第一項の規定により事業主に通知した事項」に改める。  
第三十四條第一項及び第三項中「千分の五」を「千分の六」に改める。  
第八十一條第五項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、当分の間、保険料率は、次のとおりとする。

- 一 第一種被保険者については、千分の三十五
- 二 第二種被保険者については、千分の三十五
- 三 第三種被保険者については、千分の四十二
- 四 第四種被保険者については、千分の三十五

附 則

（施行期日）  
第一條 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）  
第二條 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、この法律の施行の日の属する月の前月の標準報酬月額が一万八千円である者のこの法律の施行の日の属する

月からその年の九月までの標準報酬については、その者がこの法律の施行の日に被保険者の資格を取得したものとなし、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、その者のこの法律の施行の日の属する月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額を厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三條 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十八條の規定は、都道府県知事がこの法律の施行前にこの法律による改正前の同法同條の規定によつて記録した事項についても、適用する。

第四條 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法第三十四條の規定によりその基本年金額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その基本年金額を、この法律による改正後の同法同條の規定により計算した額とする。

2 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）が、二万八千三百二十円に満

たないときは、これを二万八千三百二十円とする。

3 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）が、一万四千六百四十円に満たないときは、これを一万四千六百四十円とする。

4 前項の規定は、この法律の施行の日以後において、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十條第一項又は同条第三項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者は、その額（加給年金を除く。）をこの法律による改正後の同法第三十四條の規定により計算した基本年金額に相当する額に一万二千円を加算した額とする。

6 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十條第二項又は同条第四項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者は、その額（加給年金を除く。）をこの法律による改正後の同法第三十四條の規定により計算した基本年金額に相当する額に一万二千円を加算した額とする。

7 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十一條の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金のうち、その基本年金額が、この法律による改正後の同法第三十四條の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをこの法律による改正後の同法同条の規定により計算した基本年金額に相当する額とする。

8 前条に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前に属する分及び障害手当金であつて、この法律の施行の日においてまだ支給してないものについては、なお従前の例による。

9 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべきものとする。

10 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料率については、なお従前の保険料率による。

11 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「千分の五」を「千分の六」に改める。  
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案  
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律  
日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。  
第十六條の二第二項中「第五日」を「第四日」に改める。  
第十六條の五第一項中「十四日」を「二十一日」に改める。  
第二十八條第二項中「及び家族療養費」を「並びに家族療養費、傷病手当金及び出産手当金」に、「四分の一」を「十分の三」に改める。  
第二十八條の二を削る。

附則  
1 この法律は、日雇労働者健康保険法第十六條の二及び第十六條の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定を除き、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用し、同法第十六條の二及び第十六條の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第二十八條の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

3 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六條の二の規定は、昭和三十五年四月一日前から療養の給付を受け、かつ、その療養のため引き続き勤務に服することができなかつた者であつて、同日においてまだ傷病手当金の支給がはじまつていないものについても、適用する。

4 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六條の五の規定は、昭和三十五年四月一日以後の分べんについて適用する。

船員保険法の一部を改正する法律案  
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。  
第三十五條中「百五十分の一」を「千分の一」に改める。  
第五十八條第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。  
「国庫ハ毎會計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ總額ノ四分ノ三ニ相當スル額ガ徴収シタル保険料ノ總額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ヲ超ユル場合ニハ当該超過額ニ付前項但書ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加ヘ国庫ノ負担ガ当該會計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ總額ノ三分ノ一ニ相當スル額ニ達スル額迄ヲ負担スルモノトシ徴収シタル保険料ノ總額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ノ計算方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」  
第五十九條第五項を次のように改める。  
前項ノ規定ニ拘ラズ當分ノ間保険料率ハ左ノ通りトス

附則  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、船員保険法第五十八條の改正規定は、公布の日から施行し、この法律による改正後の同法同条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。（経過措置）

第二条 この法律の施行の日において現に老齢年金を受ける権利を有する者に支給する当該老齢年金については、次の各号の区別に従い、それぞれその額（加給金の額を除く。）を当該各号に規定する額とする。ただし、第三号に掲げる

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ第三項各号ニ該當セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九

二 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ第三項各号ノ一ニ該當スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百五十八

三 第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二

第六十條第一項第一号中「百六十六分ノ五十二・五」を「百六十六分ノ五十四・五」に、「百六十六分ノ五十六・五」に、同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」を「百五十八分ノ四十七」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十八分ノ百十一」に改める。

一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ第三項各号ニ該當セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九

老齢年金については、その受給権者が六十歳（厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）以下この条及び次条において「交渉法」という。）附則第七項の規定により同法第十三条中「六十歳」とあるのが読み替えられる者に限しては、同法附則第七項の規定により読み替えられた年齢）に達するまでの間とする。

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額

二 その額が交渉法第十二条の規定により計算された老齢年金 厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による基本年金額（この基本年金額を計算する場合に、同法第三十四条第二項の規定を適用しないものとする。）と厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額から二万四千円を控除した額とを合算した額

三 その額が交渉法第十三条の規定により計算された老齢年金 船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定により計算した額

三 昭和三十三年三月二十二日【参議院】

2 この法律の施行の日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法附則第三條及びこの法律による改正後の船員保険法第三十五条の規定に準じて計算した額とする。

第三條 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金（その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十條ノ四又は第五十條ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。）については、次の各号の區別に従ひ、それぞれその額（加給金の額を除く。）を当該各号に規定する額とする。

一 次号及び第三号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 前条第一項第一号に規定する額の二分の一に相当する額（この額が一万四千八百八十円に満たないときは、一万四千八百八十円とする。）

二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金 前条第一項第二号に規定する額の二分の一に相当する額

三 その額が交渉法第二十六條の規定により計算された遺族年金 二万四千円に平均標準報酬月額額の千分の六に相当する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額

した額の二分の一に相当する額 第四條 この法律の施行の日において現に障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額（加給金の額を除く。）が、二万円に満たないときは、これを二万円とする。

2 この法律の施行の日において現に寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）が、一万円に満たないときは、これを一万円とする。

3 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十條第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額（加給金の額を除く。）が、一万二千五百円に満たないときは、これを一万二千五百円とする。

4 前三項の規定は、この法律の施行の日以後において、障害年金、寡婦年金、寡夫年金若しくは遺児年金又は船員保険法第五十條第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十條第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金（その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十條ノ四又は第五十條ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。）については、その額（加給金の額を除く。）が、一万四千八百八十円に満たないときは、これを一万四千八百八十円とする。

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

除く。）が、一万四千八百八十円に満たないときは、これを一万四千八百八十円とする。

第五條 前三條に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六條 この法律による改正後の船員保険法第五十八條第一項ただし書及び第二項に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの収支の実績に照らして検討され、その結果に基づいて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。

第七條 この法律による改正後の船員保険法第五十九條第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべきものとする。

第八條 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第九條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

一、熊本県菊水町立病院改築費国庫補助に關する請願（第八二六号）

一、日雇労働者健康保険法第十條第三項改正に關する請願（第八三五号）（第八九二号）

一、酒癖きよう正施設設立に關する請願（第八五七号）（第八六七号）（第九三五号）

一、宗教法人立保育施設の取扱い等に關する請願（第八五八号）

一、一般職別賃金即時廃止に關する請願（第八九一号）（第八九八号）（第九三七号）

一、市町村等が行なう職業訓練の経費を国庫負担とするの請願（第八九三号）（第九〇〇号）

一、日雇労働者健康保険法の一部改正に關する請願（第八九九号）（第九三八号）

一、地方公營企業労働關係法の一部改正反対に關する請願（第九一七号）（第九三六号）

一、けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法改正に關する請願（第九二六号）

第八二六号 昭和三十三年三月五日受理

熊本県菊水町立病院改築費国庫補助に關する請願

請願者 熊本県玉名郡菊水町長

紹介議員 森中 守義君

熊本県菊水町立病院は、町村合併前四箇町村の組合立病院として人口一万二千人を対象として発足した公立病院であるが、創立以來地域住民の福祉増進にきわめて大きな貢獻をしている。しからに昭和二十九年四月四箇町村が合

併して菊水町となるに及んで、結核病と、看護婦宿舎、給食とその他の増改築を行なつてきたが、同病院の中核である診療と、病と、管理と、は終戦直後の物資難の状況下で急造したバラックとわらぶきの建物であつて、全く時代に則しないばかりか、今日では本病院が玉名郡、市における唯一の公立病院として人口五万五千を対象とするようになり、現状のままでは地域住民の要望にそえなくなつてきたから、昭和三十五年度において前記諸とりの改築が実現できるよう、これに伴う国庫補助について考慮せられたとの請願。

第八三五号 昭和三十五年三月七日  
受理  
日雇労働者健康保険法第十条第三項改正に関する請願  
請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ一〇二ノ四三 吉田直義

第八三六号 昭和三十五年三月七日  
受理  
日雇労働者健康保険法第十条第三項改正に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第八三七号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八三八号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八三九号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四〇号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四一号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四二号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四三号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四四号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四五号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四六号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四七号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四八号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八四九号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八五〇号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

第八五一号 昭和三十五年三月七日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市岸町六ノ九五 会沢初子

酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都大田区田園調布三ノ三〇三 小畑ため

第九三五号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九三六号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九三七号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九三八号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九三九号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四〇号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四一号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四二号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四三号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四四号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四五号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四六号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四七号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四八号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九四九号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九五〇号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

第九五一号 昭和三十五年三月十日  
受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本キリスト教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代

に、宗教法人の寄付行為による財産は、その寄付者である宗教法人に返却することができると定めること、(三)宗教法人立保育施設の設立を認可しない自治体があるが、これは社会福祉事業法第四条並びに児童福祉法第二条に照らして明らかに不当であるから即刻改めること、(四)宗教法人立保育施設の設立を認可するに際し、至急社会福祉法人に切り替えることを約束させ、あるいは現に認可施設として存立経営しているものに、社会福祉法人に転換するよう威圧を加える等の事実をまつた不当な干渉であるから、これを即刻改めること、(五)共同募金の配分に際し、とくに宗教法人立に對しては薄い扱いを行なつて共同募金があるが、これは応募者の精神に反した差別待遇であるから即刻改めること等の実現を図らうとの請願。

第九九一号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第九九二号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第九九三号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第九九四号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第九九五号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第九九六号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第九九七号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第九九八号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第九九九号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第十〇〇〇号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第十〇〇一号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第十〇〇二号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第十〇〇三号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第十〇〇四号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第十〇〇五号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第十〇〇六号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

第十〇〇七号 昭和三十五年三月九日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一 森安光雄外一名

り、更に緊急失業対策法第十条及び同法施行規則第八条では、失業対策事業に使用される失業者に支払われる賃金の額は、P・Wの百分の八十から九十までの額とする規定しているため、失対労働者もまたP・Wによる手ひどい賃金ストリップを余儀なくされている実情であるから、一般職種別賃金(P・W)を即時廃止せられたいとの請願。

第九八八号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九八九号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九〇号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九一号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九二号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九三号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九四号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九五号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九六号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九七号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九八号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第九九九号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第十〇〇〇号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第十〇〇一号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第十〇〇二号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第十〇〇三号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

第十〇〇四号 昭和三十五年三月十日  
受理  
一般職種別賃金即時廃止に関する請願  
請願者 京都市右京区西院花田町二一ノ三全京都建築労働組合内 九鬼誠一

い法人が行なり職業訓練についてはならの規定がなく、その必要と重要性にかんがみ、そのさい自社両党の共同修正をもつてそれらの行なり職業訓練については、これらを公共職業訓練とみなす、と改められたのであるが、それらの職業訓練に対する国の経費負担等については全く考慮されなかつたため、ここにこの種の職業訓練が阻害される結果になつてゐるから、職業訓練法第十二条第一項に規定する市町村、法人の労働組合等の行なり職業訓練についても国の経費負担を行なりより措置せられたいとの請願。

第九〇〇号 昭和三十三年三月十日  
受理  
市町村等が行なり職業訓練の経費を国庫負担とするの請願

請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 福島幸一

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第八九九号 昭和三十三年三月十日  
受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 京都市右京区西院花田町二ノ三全京都建築労働組合内 浅田源三郎

紹介議員 野坂 参三君  
日雇労働者健康保険法については、昭和二十八年法制定以来数回にわたる法改正により、逐次内容改善が行なわれてきたが、その内容は、政府管掌の他の労働保険と比較し極めて劣悪であるか

ら、(一)国庫負担を大幅に引き上げること、(最低五割)(二)療養期間、傷病手当、出産手当の給付期間を健保法に延長し、待期間を撤廃すること、(三)受給要件を満たすまでの二箇月の待期間を撤廃すること、(四)被扶養者の療養給付を七割に引き上げること、(五)給付を受けている間に他の疾病がおきたり、被扶養者が疾病にかかつたときに受給資格がない場合でも受診できるように特別措置をほかること、(六)健康保険法第十三条、日雇労働者健康保険法第六条を改正し、従業員一人でも強制適用事業所とする、(七)擬制適用事業所を強制適用事業所とすること、(八)指定市町村の早期指定と、ここの現金給付をはかること、(九)被扶養者の認定については、法第三条の精神を生かし、十六才から六十才までの認定制限を撤廃すること、(一〇)厚生年金を適用すること等日雇労働者健康保険法の一部改正を即時実現せられたいとの請願。

第九三八号 昭和三十三年三月十日  
受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝白金三光町四八六全国土建労働組合総連合内 吉田直義

紹介議員 藤田藤太郎君  
この請願の趣旨は、第八九三号と同じである。

第九一七号 昭和三十三年三月十日  
受理  
地方公営企業労働関係法の一部改正反対に関する請願

請願者 東京都港区芝公園八号 地 門周吉信  
紹介議員 阿貝根 登君  
ILO条約第八十七号批准に伴う関係国内法整備の一環として公労法及び地公労法の改正が問題となり、労働大臣を中心として法改正の準備がすすめられてゐるが、地公労法改正に際しては、(一)第五条(職員の団結権)中のただし書を削除し組合に加入できないものの範囲を労働大臣が告示する制度を存置することは、組合員の資格問題から労働大臣が組合に干渉する心配があり、組合の自主性を侵害することになる、これを組合と理事者の交渉にゆだねること、(二)同条第三項の規定削除に関連して専従職員の資格問題が検討されているが、専従を全廃する必要を認めないから、現行どおりとすること等の配慮をせられたい。また、第十一條(争議行為の禁止)の改正に関連して、政府は地公労法並びに地公企法に罰則規定を設けて違法争議を弾圧しようとしているが、これは団体行動権の著しい侵害であるばかりか、正常なる労働慣行の確立を阻害するところが大きいので、罰則規定を設けることに絶対反対であるとの請願。

第九三六号 昭和三十三年三月十日  
受理  
けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法改正に関する請願  
請願者 岡山市山科町六一岡山県建設労働組合内 森安光雄外一名  
紹介議員 秋山 長造君

けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の改正について政府は労働者災害補償保険法の一部改正によつてこれを行なうとしてゐるが、本政府案をみると抜本的な改正を行なつていないばかりでなく、適用対象の拡大に名をかり、その補償についても職業病のもつ特殊性を無視した実質的な改悪案であつて関係者のとうてい納得できないものであるから、けい肺、せき損等職業病の特殊性にかんがみ、あくまで特別保護法として単独立法によつて保護せられたい。又、法改正にあつては、(一)労働基準法による療養期間終了後も療養に必要な期間について療養費全額及び十分な生活補償を行なうこと、(二)遺族補償は療養全期間を通じて現行どおり支給を行なうこと、(三)長期給付金及び障害補償をうけるものの厚生年金の障害年金はあくまで別個に完全支給を行なうこと、(四)療養期間中は解雇できないよう制度化すること等の実現について特段の配慮をせられたいとの請願。

昭和三十五年三月二十八日印刷

昭和三十五年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局